

平成29年第2回定例会

一宮町議会会議録

平成29年6月22日 開会

平成29年6月22日 閉会

一宮町議会

平成29年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月22日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長の行政報告	6
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
一般質問	20
鵜 沢 清 永 君	21
志 田 延 子 君	25
渡 邊 美 枝 子 君	31
袴 田 忍 君	39
藤 乗 一 由 君	52
藤 井 幸 恵 君	69
鵜野澤 一 夫 君	78
爍 場 博 敏 君	86
報告第1号の上程、説明、質疑	94
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	94

議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
諮問案第 1 号の上程、説明、採決	100
同意案第 1 号～同意案第 6 号の上程、説明、採決	101
同意案第 7 号の上程、説明、採決	104
日程の追加	106
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
閉会の宣告	109
署名議員	111

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 22 日 （ 木 ）

平成29年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成29年6月22日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	炆場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	秘書広報課長	渡邊高明
総務課長	大場雅彦	企画課長	小柳一郎
税務課長	秦和範	住民課長	高師一雄
福祉健康課長	鶴岡英美	都市環境課長	塩田健
産業観光課長	小関秀一	オリンピック推進課長	高田亮
保育所長	岡澤利江	教育課長	鎗田浩司

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

- 日程第五 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第六 請願第 2 号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 一般質問
- 日程第八 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第九 議案第 1 号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定について
- 日程第十 議案第 2 号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十一 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第十二 同意案第 1 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十三 同意案第 2 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十四 同意案第 3 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十五 同意案第 4 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十六 同意案第 5 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十七 同意案第 6 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十八 同意案第 7 号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程の追加
- 日程第十九 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第二十 発議第 2 号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書

◎表彰の伝達

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

梅雨のうっとうしい空の下で、季節的にも定まっておりませんが、早朝よりご参集、まことにご苦労さまでございます。

本定例会よりクールビズ期間中は、地球温暖化対策、節電対策を目的といたしまして、ノーネクタイで議会を開催いたします。

なお、お暑い方に関しましては、上着を脱いでも結構だということで、よろしくお願ひ申し上げます。

会議に入る前ではございますが、皆様方にお知らせがございます。

去る5月25日付で、千葉県町村議会議長会会長より、町村議会議員として、多年にわたり地方自治、振興発展に貢献された方に対し、表彰が行われました。本町から秦 重悦君と島崎保幸君が特別自治功労表彰を受けました。

これから、このはえある表彰の伝達式をとり行いたいと思います。

12番、秦 重悦君、11番、島崎保幸君。両名、前のほうへお進みください。

表彰状、一宮町一宮、秦 重悦様。

あなたは、多年、町村議会議員として地方自治、振興発展に貢献されたその功績はまことに顕著である。よって、特別表彰をします。平成29年5月25日、千葉県町村議会議長会長、市原重光。

おめでとうございます。

○12番（秦 重悦君） どうもありがとうございます。

○議長（吉野繁徳君） 写真を撮るそうですから。

○12番（秦 重悦君） ああ、そうですか。

○議長（吉野繁徳君） 表彰状、一宮町一宮、島崎保幸様。

あなたは、多年、町村議会議員として地方自治、振興発展に貢献されたその功績はまことに顕著である。よって、特別表彰をします。平成29年5月25日、千葉県町村議会議長会長、市原重光。

おめでとうございます。

○議長（吉野繁徳君） それでは、受賞されました両名から一言、ご挨拶をいただきたいと存じます。

初めに、12番、秦 重悦君、お願いします。

- 12番（秦 重悦君） ただいま表彰いただきましたけれども、これは議員の皆さん初め、そしてまた執行部の皆さん、そしてまた多くの皆さんのおかげであります。心から感謝と御礼を申し上げます。

そしてまた、今後も一議員として精進してまいります。どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

- 議長（吉野繁徳君） ありがとうございました。

次に、11番、島崎保幸君、お願いいたします。

- 11番（島崎保幸君） 秦議員からも申されましたように、18年以上表彰ということで、大変光栄に思っているところでございます。初当選以来18年以上ということで、議長職、そしてまたいろいろな役職も経験させていただきましたけれども、中でも一番今思い起こしますのは、やはり長生郡市の合併協議でございました。議会の当日はすごいプレッシャーの中でこの議場に入ったなという記憶が今よみがえってきたところでございます。

話は戻りますが、やはり私がここにいますのも、私を支援していただいた多くの皆様のおかげであります。改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも、また町発展のために、努力、精進してまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

- 議長（吉野繁徳君） ありがとうございました。

このたび、まことにおめでとうでございます。

最後に、皆様、もう一度絶大なる拍手で、お席のほうにお戻りください。ありがとうございました。

以上で、表彰伝達式を終了します。

開会 午前 9時06分

◎開会の宣告

- 議長（吉野繁徳君） それでは、ただいまより平成29年第2回一宮町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営につき発言の申し出がありました。これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○12番（秦 重悦君） 12番、秦でございます。

それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、請願2件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、補正予算2件、諮問案1件、同意案件7件であります。

また、一般質問は8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷し、お手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名します。

10番、志田延子君、11番、島崎保幸君、以上、兩名にお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、したがって本定例会の会議は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、定例監査報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。

これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 平成29年第2回一宮町議会定例会に際しまして、行政報告を差し上げたく存じます。

皆様、改めてでございますが、おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともご多用にかかわらずご出席を賜りまして、まことにご苦労さまでございます。

以下、各課の業務に沿いまして、ご報告を差し上げたく存じます。

まず、総務課所管の報告でございます。

初めに、平成28年度予算の関係でございますが、全ての会計を5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その決算見込みについてご報告を差し上げます。

一般会計は、歳入46億9,331万円、歳出は44億2,642万円、繰越金は2億6,689万円でございます。

また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入31億493万円、歳出30億1,676万円、繰越金は8,817万円でございます。

今回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、節電及び地球温暖化に対する取り組みでございます。

5月1日からノーネクタイ、またはいっちゃんポロシャツの着用により、庁舎内の室温を原則28℃とするクールビズに取り組んでおります。議会を初め、住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、寄附採納の関係でございます。

伊勢化学工業株式会社様より、2020年東京オリンピックサーフィン競技の開催地に決定したことを記念し、時計塔のご寄附をいただきました。

役場庁舎前の植え込みに設置し、町のシンボルとして活用させていただきたいと考えております。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてでございます。

東京オリンピックサーフィン競技の開催を視野に入れた活動について、ご報告を申し上げます。

昨年度も開催された世界最高峰の国際サーフィン大会「QS6000 ICHINOMIYA CHIBA OPEN」が5月22日から28日までの間、オリンピックサーフィン競技会場となる釣ヶ崎海岸で開催されました。

町といたしましては、今大会を東京五輪準備事業に位置づけ、オリンピックの機運醸成につながるものと考えております。

今大会は、釣ヶ崎海岸がオリンピックサーフィン競技会場に決定されてから初の国際大会であったため、観客数も昨年度の1万5,000人から2万人にふえ、サーファーの方はもちろん、小さなお子様連れのご家族や、サーフィン大会を初めて観戦する方々など、多くの観衆が集まり、大変な盛り上がりを見せておりました。同時に、一宮町の知名度が非常に上がっているということも実感いたしました次第でございます。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森 喜朗会長や森田健作千葉県知事、そして多くの関係者の方々が、6月7日に釣ヶ崎海岸の視察にお見えになりました。現地では、波の高さや砂浜の状態、今後千葉県が整備する自然公園の位置を確認されておられました。

森会長からは、競技本番の波のコンディションについてご質問がありました。オリンピックが開催される夏のシーズンにはもっとすばらしい波が安定して立つことなどをご説明したところ、良い所だと、オリンピックサーフィン競技会場として太鼓判を押していただきまし

た。

また、会場周辺の整備でございますが、千葉県では釣ヶ崎海岸周辺の県立九十九里自然公園整備に向け、当初予算で県有保安林区域の環境調査費を997万円、現地測量費を383万円計上しており、6月補正でも基本設計策定のため、4,284万円を新たに盛り込むと聞いております。

町の今後の対応といたしましては、町の財政状況を第一に考えた上で、すばらしいレガシーを生み出せるよう、千葉県や会場整備の仮設部分を担う東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整を図りながら、釣ヶ崎海岸周辺整備について計画を練っていかうと考えております。

続きまして、秘書広報課所管の業務についてでございます。

国際交流の関係について、ご報告を申し上げます。

東京オリンピックサーフィン競技の開催地に決定したことを受け、海外からの来町者がふえることが想定されます。

このため、町では家庭での異文化交流の機会を充実させる目的で、ホームステイ等の受け入れを推進してまいります。5月17日には、とまと便により、ホームステイの受け入れのすすめを全戸配布しており、受け入れ希望者を対象とした説明会を、今月25日に中央公民館で行う予定です。

なお、初回は千葉県に仲介をいただき、台湾またはマレーシアの修学旅行生徒を10月から11月ごろに受け入れる予定で進めてまいります。

続きまして、企画課所管の業務であります。

上総一ノ宮駅東口開設に関しまして、町では、今後2020年のオリンピック開催もにらみ、できる限りの努力を行って上総一ノ宮駅東口開設を実現したいと考えております。

そこで、今後の町の本事業の進め方を定める上で、ぜひとも町民の皆様のご意向を伺い、参考にさせていただきたいと考え、7月上旬に町内3,000世帯を対象にしたアンケート調査を実施させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、地方創生交付金を活用した上総一ノ宮駅周辺商業環境整備事業でございます。

商店街の空き店舗を再生し、商店街を活性化することを目的に、一宮商工会の建物の向かいに飲食店や貸しオフィス、チャレンジショップなどが集まる複合施設、すずみねを整備いたしました。

7月8日土曜日に、開設記念イベントといたしまして、一宮商店街を中心としたまち歩き

マーケットイベントを開催し、多くの町民の皆様が商店街に足を運んでいただけるよう、準備を進めてまいります。

今後は、千葉県庁商工労働部企業立地課が予算を投じて進めている、県内18市町村への企業進出支援事業の枠組みに、19番目の市町村として一宮町も加わり、県と連携して個人事業主や企業の誘致を図ってまいります。

続きまして、住民課の所管の業務についてご報告を申し上げます。

国民健康保険の関係についてでございます。

平成28年度の医療費は約10億1,800万円で、前年度に比べ約1,100万円減少いたしました。しかし、2年連続での10億円台となり、最終的な繰越金は約5,600万円、基金については約1,200万円となる見込みでございます。

全体的な傾向といたしましては、医療費が右肩上がりに増加しており、厳しい財政状況が続いております。しかし、制度改革により、来年4月から国民健康保険は県広域化となります。県が主体となり、医療費の急激な増加に対して、市町村負担の軽減等、財政面の安定化を図ることから、平成29年度は税率据え置きで維持運営に努力してまいり所存でございます。引き続き皆様にご理解とご協力をいただきたいと存じます。

一方、健康維持と医療費削減のために行っている特定健診は、今月5日から16日まで、40歳以上の国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、保健センターで実施しました。前回と同様に、土曜日の受診日を設けるなど、多くの方に受診いただけるよう努力をいたしました。

今後は、特定健診を受診されなかった方への医療機関での受診勧奨、糖尿病等の重症化予防対策事業などを実施し、あわせて人間ドック助成事業、ジェネリック医薬品の推奨も引き続き行う予定です。

町といたしましても、国保加入者の健康な生活のため、医療費削減に努めるとともに、国保税の負担増を抑制できるよう、今後もさらなる努力をしてまいります。

次に、福祉健康課所管の福祉関係の報告でございます。

臨時福祉給付金（経済対策分）につきましましては、所得の少ない方々への社会保障の充実のための措置として支給するものでございます。昨年度に引き続き今年度も支給がなされず。

今回の支給額は1万5,000円となり、支給対象者は平成28年1月1日時点で一宮町に住民票があり、平成28年度分の住民税が課税されていない人となります。

対象者2,464人には4月下旬に申請書を送付し、5月1日から役場1階で受け付けを開始いたしました。6月16日現在で1,420人の支給手続が完了し、支給率は約57%となっております。

また、福祉タクシーにつきましては、利用者の利便性を図るため、今年度からチケット制に移行をいたしました。既に登録されている方17名には、チケットを送付しております。新たに申請をされた方には随時手続を進めてまいります。

続きまして、保育所関係でございます。

この4月に、本町2カ所目となります保育所型認定こども園の一宮どろんこ保育園が開園いたしました。環境の変化による児童への影響が心配されましたが、町の非常勤保育士がどろんこ保育園の職員となっているため、軽減できているものと考えております。

また、保護者に関しましては、開園間もないということもあり、園と保護者のコミュニケーション不足などが一部で見受けられ、ご心配をおかけしております。しかし、早速今年度1回目の三者協議会を4月27日にどろんこ保育園で開催し、これまでの協議事項や移管協定の再確認を行って、改善を図っているところでございます。

私が三者協議会の会長に就任させていただきましたので、これまで以上に町と事業者、保護者との連携を密にして、就学前児童の教育・保育の充実及び向上に努めてまいります。

また、町立原保育所は、この4月から名称を平仮名のいちのみや保育所に変更いたしました。

今年度から、保育所の開所時間を延長し、12時間保育体制とし、給食も全児童完全給食にするなど、いちのみや保育所におきます保育サービスを拡充し、さらなる子育て支援の向上に努めてまいります。

次に、先般議員の皆様にご報告を申し上げ、また新聞でも発表させていただきました保育料の算定誤りでございます。

対象となる36世帯にご連絡を差し上げ、謝罪を行っております。6月19日現在、14世帯の方々からご納付をいただきました。

再発防止に向け、一層気を引き締めて事務を行うよう、全職員に指示をいたしましたところでございます。

次に、健康関係でございますが、新規事業であります30歳代の健康診査を、特定健診と同時期に実施いたしました。若い世代に、健康管理に対する関心を高めてもらい、生活習慣病の早期発見を目的として実施いたしましたところ、受診者は80人で行いました。

この結果について、問題のある方には個別にご説明を差し上げ、生活習慣の改善、また必要であれば受診を促させていただき、重症化することがないように助言してまいります。

続きまして、介護保険事業の関係です。

第6期介護保険事業計画に沿って進めている船頭給地先の特別養護老人ホーム整備ですが、基礎工事も順調に進み、職員募集が開始され、平成30年2月の施設開設に向けた準備が進められております。

また、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査が終了しましたので、3カ年の介護保険料や、高齢者が安心して暮らせるよう在宅医療・介護連携の体制整備や、さらには認知症施策の推進を図る事業計画を策定してまいる所存であります。

さらに、地域支援事業の一環としまして、住みなれた地域で生活を続けていただけるよう、必要となる生活支援・介護予防サービスの提供体制をつくるために、社会福祉協議会に委託を行い、4月から生活支援コーディネーターの方が75歳以上の高齢者のお宅を訪問いたしております。今後も、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、介護予防推進員や地区社会福祉協議会での出張予防教室も、定期的な開催地区がふえ、今後も推進員とともに、活発な介護予防活動を展開してまいりたいと考えております。

今後とも積極的に介護予防事業に取り組むとともに、適正な介護給付に努めてまいります。続きまして、都市環境課所管の事業についてのご報告でございます。

まず、環境関係であります。

5月28日日曜日に、ごみの散乱防止と再資源化の普及啓発のため、道路等の公共の場所に捨てられた空き缶、空き瓶、紙くず等の一斉清掃を行うゴミゼロ運動を実施いたしました。

町内全域で3,465人の方の参加をいただき、ごみの回収量は約1.3トンとなり、昨年より120キロほどの減量となりました。

次に、4月12日、13日、16日の3日間、犬の狂犬病予防注射を、集合注射として12カ所で273頭実施いたしました。

狂犬病は、犬だけではなく人にも感染し、発症すると治療法がない恐ろしい病気です。町内での発症を防止するため、今後も犬の狂犬病予防注射の実施について取り組んでまいります。

続きまして、住宅用太陽光発電システム設置事業と、定置用リチウムイオン蓄電システム事業ですが、ともに一定の条件のもと、設置者の負担の一部を助成しているものであります。

5月末現在で、太陽光発電システム設置事業に1件、定置用リチウムイオン蓄電システム事業に2件の申し込みがございます。

また、小型合併処理浄化槽設置事業につきましては、5月末現在で単独浄化槽から合併浄化槽への転換に1件の申し込みがございます。

続きまして、大気汚染物質PM2.5の問題です。

県内35局の測定局で日々監視をしており、濃度の上昇が見込まれた場合には、防災行政無線等による注意喚起に備えてまいりました。これまで、健康に影響を受けるほどの濃度の上昇は確認されておりません。引き続き監視を行ってまいります。

続きまして、放射能汚染問題でございます。

従来に引き続き、空間放射線量の測定、農作物、そして小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しております。結果は、不検出か基準以下となっております。町民の皆様のご健康には影響ないものと判断をいたしております。

次に、都市整備関係ですが、住宅リフォーム補助事業に対し、これは一定の条件のもと、一部を助成するものでございます。5月末現在、住宅リフォーム事業に5件の申し込みがございます。

続きまして、町道の工事関係でございます。

今年度予定している新設改良工事、道路維持工事につきましては、5月30日に1回目の入札を行いました。今後も緊急性や優先順位に配慮をしながら、地域住民の皆様のご要望に沿った予算執行に努めてまいります。

また、国の補助事業であります町道1-7号線、これは通称天道跨線橋通りであります。この道路改良工事につきましては、農繁期を避けて10月ごろに発注する予定であります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてのご報告であります。

まず、農業関係であります。

水稻から病害虫を防ぐため、農家組合が中心となったラジコンヘリコプターによる水稻農薬散布を7月8日に綱田地区で、また7月11日に役場の東側から東浪見の釣地区の区域、合わせて約173.6ヘクタール実施いたします。関係機関及び住民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、米の関係では、引き続き経営所得安定対策が実施されます。国は、手厚い助成が受けられる飼料用米の作付を推進しており、町の平成28年産飼料用米の作付面積は約43ヘクタールで、前年に比べ11ヘクタール増加いたしました。平成29年産もさらに増加となる見込み

であります。

引き続き作付面積の拡大に向けて、農家の皆様にパンフレット等の配布、あるいは県との合同戸別訪問といった啓発活動に努めてまいり所存であります。

続きまして、施設園芸でございますが、農業施設の改修や新設を支援する新「輝け、ちばの園芸」事業は、リフォーム支援型として園芸ハウス1件が事業採択を受け、現在事業実施に向けて手続を進めているところであります。町の主要農産物であるトマト、メロン、ナシ、こうしたものの増産に大きく寄与する事業でありますので、適切な事業執行に努めてまいります。

また、JAグリーンウェーブ長生の選果施設でございますが、老朽化した選果施設を国の補助事業を活用して改修をいたします。7月上旬に事業に着手する予定になっております。

これにつきましては、当初国補助事業の強い農業づくり交付金事業を活用する予定でございました。ところが、計画協議を進めていく中で、採択要件などを見直した結果、産地パワーアップ事業へと変更となりました。補助率は同率でございます。

事業費は、当初予算では7億5,000万円を計上いたしましたが、ランニングコストを考慮し、箱詰めロボットを導入するなど、事業内容を精査して見直した結果、8億8,200万円になりました。

このため、国及び町補助金の金額に変更が生じたので、補助事業の組みかえとともに、本議会に補正予算を上程しております。どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、商工観光の関係でございます。

一宮海岸駐車場を有料駐車場として4月22日から開設をいたしました。ことしも昨年に引き続き、駐車場の利便性と魅力向上を図るため、利用者の皆様から要望の多い駐車場の舗装とシャワー施設の整備を行い、さらなる受け入れ態勢の強化を図ります。

続きまして、町内の消費喚起並びに地域の活性化を目的として、町内約200店舗で利用できる一宮町得々お買物券を7月7日金曜日から販売いたします。販売される商品券は、購入価格1万円に対し、1万1,000円のお買い物ができる商品券となっております。町内の小売業を初め、飲食店などで利用できる大変お得な商品券となっております。

町民の皆様には、ぜひともこの機会にお買い求めいただき、ご活用をお願いいたしたく存ずる次第であります。

続きまして、海水浴場の関係でございます。

7月15日の土曜日に海開きを行い、8月21日月曜日までの38日間、海水浴場を開設いたし

ます。

海開きの当日は、毎年好評でありますはまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、ふだん体験することができないハマグリ拾いや、ハマグリのつまみどりを実施いたします。海水浴客の集客並びに千葉ブランド水産物のPRに努めていく所存であります。

続きまして、恒例となっている納涼花火大会でございます。8月5日土曜日に開催する予定であります。

現在、開催に向けて観光協会理事の皆様方と職員との合同で、6月1日木曜日から、町の内外にご寄附のお願いに伺っております。ことしも一宮海岸を彩るすばらしい花火大会となることが期待されているところであります。

次に、晩夏の風物詩であります灯籠流しにつきましては、8月16日水曜日に、新生橋付近での開催を予定しております。当日は、灯籠流しにあわせ雅楽の演奏など、さまざまな催し物を予定しておりますので、ぜひとも足をお運びいただきたく存じます。

今年度も、夏期観光期間中は警察や消防など、関係機関との連絡を密にして、事故防止に万全を期してまいる所存であります。

続きまして、教育課所管の業務についてのご報告を申し上げます。

平成29年度の小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校が26名、一宮小学校が97名、一宮中学校110名となり、5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校が134名、一宮小学校が538名、一宮中学校が330名となりました。

昨年度との比較では、東浪見小学校は11名の増加、一宮小学校は1人の減少、一宮中学校は2人の増、3校合わせると12人の増加となり、順調な学校運営が行われているといえと存じます。

続きまして、学校教育の新規事業でございます。

既に3年目を迎えましたサタデースクールであります。小学校3、4年生に、さらに中学1年生も対象に加え、算数、数学の基礎的な学力の定着を図ることを目的に開校をいたしておるものでございます。

参加児童生徒数は、東浪見小学校が23名、一宮小学校が71名、一宮中学校が24名で、参加比率では小学生が約4割、中学生が約2割ということでありまして、毎月第1、第3土曜日に各学校で学習に取り組んでいるところであります。

また、東京オリンピックサーフィン競技の開催地として、世界各国の人々をお招きするに当たり、中学校での特色ある試みの一環として、実用英語技能検定（英検）の受検機会の拡

大と、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受検する生徒に対し、検定料の一部の補助をしてまいる予定であります。

次に、学校施設の環境整備であります。

まず、小中学校のエアコン設置につきまして、現在着工に向け準備中であることをご報告いたします。当初、夏休みに工事を完了し、9月から使用する予定でございました。ところが、エアコンが受注生産の製品であるということなどから、工期が10月いっぱいかかり、11月からの使用ということになるという予定に変更されております。

また、東浪見小学校の外構フェンス等の修復工事でございます。フェンスが水田に隣接していることから、この修復工事は農家のご迷惑にならないよう、水稻の収穫後に実施してまいる予定であります。

続きまして、社会教育関係でございます。

放課後児童健全育成事業につきましては、東浪見小学校のほか、一宮小学校2カ所と、中村ビルの一室をお借りしまして、計4カ所で実施しております。5月1日現在の入所児童数は、東浪見小学校54名、一宮小学校2カ所で88名、中村ビル一室26名、計168名となっており、待機児童はゼロの状況でございます。

また、4月に公民館教室の受講生を公募したところ、多くの町民の方からご応募をいただき、3教室58名により順次講座をスタートいたしておるところであります。

また、総合文化祭につきましてでございますが、芸能と音楽を楽しむ会を10月29日日曜日、文化祭を11月4日土曜日と11月5日日曜日の2日間、開催する予定となっております。

終わりに、この定例会に、報告1件、補正予算案2件、諮問案1件、同意案7件を提案させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 続いて、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおりです。

お諮りいたします。本請願について、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託

を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤です。

それでは、請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、括弧は省略させていただきます、会長、齋藤 晟。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

請願事項。

平成30(2018)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決します。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 全員起立。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 次、日程第6、請願第2号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願について、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

それでは、請願第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

請願事項。

平成30（2018）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

特に、平成29（2017）年度では、子どもたちの豊かな学びを支援するために、小中学校エアコン新設事業や特別支援教育支援員の増員、引き続き校外学習等でのバスの補助金を配当するなどを予算に盛り込んでいただき、本当にありがとうございました。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成30（2018）年度にむけての予算の充実を働きかけてい

ただきたいと考えます。

1. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること

2. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

3. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること

4. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

5. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

14番、舩場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 1点教えていただきたいんですが、4番目の請願項目の中で、総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備することということで、この地域ではどういうクラブ活動がそれに当たるのか。自治体はどういう援助をしたらいいのかということとをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（吉野繁徳君） 答弁、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番。

ただいまの質問ですが、総合型地域スポーツクラブとはのことと、実際この地域でどういうクラブがあるかということによろしいですかね。

地域住民のスポーツ活動や文化活動の場として、あるいは地域住民の交流の場として、そのほか青少年健全育成や子供たちの居場所づくりなどを狙いとして、各市町村につくるスポーツクラブのことであり、現在この地域での総合型スポーツクラブは、県内全体でいます

と、県内に33市町村、77団体がある中で、この地域は東上総地区で3団体、睦沢ふれあいスポーツクラブ、一宮エンジョイスportsクラブ、一般社団法人東千葉スポーツクラブ、東上総地区ではこの3団体であります。

ほかには、千葉市8団体、それから東葛地区では14団体、南房総では18団体、東葛の南地区のほうですが19団体、北総地区で15団体、以上になります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑。

○14番（畑場博敏君） 内容はわかりましたが、これは自治体に対して、補助とか条件整備を要請しているのか、国に要求しているのか。何か、国のようですが、それでよろしいんでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

これは、国の文科省に予算の要望をしております。

その推移というか、昨年の予算でいいますと5兆3,097億円ということで、2016年度よりは約119億円減っております。一応国でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） いいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 全員起立。よって、本請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 次、日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきまして、既に通告されておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられるよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることはできません。念のために申し上げます。

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長（吉野繁徳君） それでは、通告順に従い、4番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 鵜沢清永です。よろしくお願ひします。

オリンピック会場周辺整備について3点ほど質問があるので、1つずつ区切らせていただいでよろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

○4番（鵜沢清永君） まず1つ目です。

6月7日にオリンピック組織委員会が釣ヶ崎海岸へ視察に訪れた際、森会長が五輪では初めてサーフィンを開催する会場として、ずっとレガシーを残してほしいと要望されました。

だが、今の計画だと、県は県有地をオリンピック開催後にもとに戻す計画と聞いています。それだと遺産として残していくのは難しいと思いますが、町長はどう考えるか、ご回答を願ひします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢清永議員のご質問にお答えを差し上げます。

オリンピックサーフィン会場そのものは、釣ヶ崎海岸広場を中心としまして、かなり広い範囲になると伺っております。基本的に、会場施設は仮設になる予定であります。鵜沢議員のご指摘のとおり、大会後はもとの保安林に戻す予定と承っております。

これに関しては、私の現在の認識におきましては、現況が保安林であると。それから、それを広範囲に解除することは難しいということから、やむを得ないことかと考えております。

その中で、千葉県が保安林の一部、約1ヘクタールに限り、1ヘクタール未満と伺っておりますけれども、保安林を解除して自然公園として整備することになっております。これが大会後も残る遺産になるかと考えております。

○議長（吉野繁徳君） 鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 再質問になるんですが、回答にやむを得ないとありましたが、先日ちょっとJOCの関係者と話したところ、町から東京都やJOCを含め関係機関に具体的な会場をその後どうしてほしいとか、そういう連絡がないということです。連絡をもらいました。

このままでいくと、8月には本決定し、今のまま小さくしか残らず、レガシーが残らないんじゃないかということをご心配されています。

先ほど町長の施政方針にもあった、すばらしいレガシーを生み出せるよう、千葉県や会場整備の仮設部分を担う、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整を図りながら、会場整備を進めていくとありましたが、これに関して町長はどう思いますか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） お答えを申し上げます。

会場に関しましては、私も鵜沢議員と同じ気持ちでおりまして、当初より大会後、広範囲に私どもに使わせていただくことができるように思って協議を進めてまいりましたが、さまざまな議論の中で、大会会場の中の1ヘクタール未満しか保安林解除できないという、千葉県の林野行政の大変厳しい現実に直面しているところであります。

組織委員会、あるいはオリンピックの、JOCの皆様がどのようにご認識なのか、私も十分把握していないところがあって、大変申しわけございませんけれども、組織委員会の方と千葉県の間でも今、仮設の部分でもどう使うかで、4カ月にわたって議論が続けられております。

林野行政のあり方に対して、これを変更していただくということが大変難しいというところがございまして、私どもといたしまして、1ヘクタール未満、解除していただいた部分を有効に活用していくということが、当面最も現実的な課題ではないかというふうに考えている次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） ありがとうございます。

要望になるんですが、一宮町でも初めてのオリンピック受け入れのことなので、町からどんどんさらにプレッシャーをかけていってもいいんじゃないのかなと思うので、その辺、よろしくをお願いします。

続いて、2つ目よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○4番（鵜沢清永君） この前、馬淵町長はメディアに五輪を機に会場周辺に着替えができる恒久施設の整備を検討するという考えを示したと記事にあったんですが、具体的にどんな整備か教えてください。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢清永議員のご質問にお答えをさせていただきます。

恒久施設ということでございます。マスコミの報道でもございました恒久施設ということでございますけれども、一宮町といたしましては、千葉県が整備を行う自然公園の中に、大会後も残る遺産として、自然公園の利用者あるいは海岸利用者の方が広く全般的に使っていただける多目的なスペース、トイレ、更衣室を備えた施設の建設を検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 再質問になりますが、もちろんトイレとか更衣室も本当にすごいいいことで、必要だと思うんですけども、このオリンピックをきっかけに、スポーツのまちとして、さらに町民の健康促進のためにも、ジムの施設や、最近オリンピック種目にも追加されたバスケットのスリー・オン・スリーのコートだったりスケートパーク、そして駐車場もつくって、農家の方々が軽トラ市などを開けるようにして、町民がオリンピックが来てよかったと思えるようなものをつくったほうがよいのではないかと思います。町長の見解をお聞かせください。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） お答えを申し上げます。

千葉県のほうは、1ヘクタール未満ということでもありますけれども、保安林を解除したところに自然公園を整備することになっております。この自然公園には駐車場、そして芝生広場を整備するというふうな考えであると承っております。この芝生広場は多くの方に御利用いただけます。

また町では、トイレを、先ほども申し上げましたが、トイレ、更衣室、多目的スペースを備えた施設をつくろうと思っておりますので、この駐車場、芝生広場、そしてお手洗い、これをあわせて使っていただけるということですので、イベントなどには大いに活用できるものではないかというふうに考えております。

また、スリー・オン・スリーバスケットコート、スケートパーク、こうしたものがこれから複合施設としてここに可能かどうか、これも今後その可能性を探っていきたいと考えます。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鵜沢清永君。

失礼、恐れ入りますが、携帯等、電源をお切りになって。会議中ですので。

失礼しました。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 4番、鵜沢です。

要望になりますが、今町長がおっしゃってくださったように、バスケットコートだったりスケートパークだったり、そういう複合施設も今後できるように検討を進めていってもらえればと思います。よろしくお願いします。

そして、じゃ3つ目です、最後の質問になります。

千葉県森田健作知事は、準備を加速し、砂浜や道路もきれいにし、清潔感のある会場にしたいと言っていました。

今まで行われたオリンピックで問題になるのは、やはり観客の輸送面が取り沙汰されています。開催までに会場へはどんどん人がふえると思われています。

駅から会場周辺、国道、そしてそこへつながる椎木長者線に関しては工事がとまったままで、交通量がふえる一方です。実際町民の人たちはそれで困っているんですね、綱田の人たちは。町長の見解を教えてください。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢清永議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、森田知事のご発言、砂浜や道路もきれいにし、清潔感のある会場にしたいということでございますけれども、砂浜や道路をきれいにすることは大変重要なことだと考えております。

道路と砂浜、特に道路でございますけれども、道路については、特に県道一宮椎木長者線につきましても、ご心配をいただいておりますが、県に早期完成を要望してまいりました。県のほうからは、用地取得が必要な3カ所のうち、2カ所が共有地であると、取得に長期間を要するというふうに伺っております。町としても県に協力するとともに、早期完成を要望してまいりたいと考えております。

また、砂浜のほうでございますけれども、砂浜のほうにつきましても、日常管理は海岸は町が行っているということでございます。これまで同様に、ボランティアの皆様のご協力をいただきながら、清潔な状態を保っていきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 4番。

ありがとうございます。

要望になるんですが、特に県道椎木長者線に関しては、県に対して今まで以上に強く働きかけていただきたいです。先ほど町長の施政方針にもあった、地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいりますとあったように、ここは本当に困っているの、強くここを要望していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 終わりでもいいですか。

○4番（鵜沢清永君） はい。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間強たちます。ここで15分間休憩をとりたいと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。15分休憩ということで、よろしくお願ひします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時28分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） 10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。よろしくお願ひいたします。

私は、一般質問、3点ほどございますが、1点ずつ区切って質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

○10番（志田延子君） では、最初にスクールバス導入についてでございますが、これは保護者の方からご要望があったもので、町長にお伺いしたくお願ひ申し上げます。

後援会だよりナンバー5、「子供たちを犯罪から守るために」の中で、見守り隊を増強、子供たちにGPS発信機を配布し、子供たちの連れ去り事件が起こらないように、また保護者と相談しながら、スクールバスの導入を目指すと書かれておられました。見守り隊、GPS発信機については、現在モニタリングが実施されております。

スクールバス導入についてのお考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田延子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

教育関係で私が最も重視したいことの一つは、通学時の安全確保でございます。

現在、小中学校への通学路には、交通量が多かったり見通しが悪かったりして、危険な箇所が点在しております。

これをなるべく自動車の通行量の少ない安全な道路に誘導し、子供さん方にそちらを通っていただき、子供たちが安全に通学できることを大前提に考えまして、現地の調査、保護者や見守り隊の皆様からご意見、ご要望、こういったことを伺いながら、安全な道路への誘導を検討いたしておるところであります。

また、一方で、児童生徒の誘拐や傷害の危険といったものも潜在しております。連れ去りなどの事件は、決して我が町では発生させてはならないと強く考えております。

こうした中で、現在試験的にGPS、緊急通報機能つき通信端末を子供たちに貸し出して、その効果などの検証に取り組ませていただいているところでございます。

ご質問のスクールバスにつきましては、この2つの問題をトータルに解決する手段であると思います。すなわち、通学時の交通事故、また一方で連れ去りなどの心配、こういったことを両方ともこの危険を取り除き、子供さん方の安全を守る、大変網羅性の高い手段であると認識いたしておる次第であります。

近年、市町村合併あるいは過疎化などによりまして、学校の統廃合が進んでおります。そういう中で、他の市町村におきましては、統合のために遠距離通学が必要になった場合など、児童生徒を対象としたスクールバスの導入が図られているところであります。

また、場所によっては、遠い、近いといった距離には必ずしも関係なく、通学路における安全確保ということから、これを導入しているところもあるやに伺っております。

私は、一宮町では、将来的に導入できるよう、検討してまいりたいと考えております。ただ、全町にこれを走らせるには、ルートの設定、運転していただく方の確保、路線バスとのバッティングの兼ね合いなど綿密なプランニングと、もちろん多額の予算が必要となるところでございますので、今後近隣市町村の動向や先進的な地区での取り組みなどをよく学びながら、この町に合ったものを模索してまいりたいと考えている次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） では、再質問ではなく要望としてお願いしたいと思いますが、一宮の町も、こういう昼間の時間が長いときはいいんですけども、冬場に限ってやはり海岸とかそれから船頭給、新地、綱田、奥谷のほうもございますけれども、せめてその時間だけでも、夕刻の5時から5時半ぐらいの間に、もしバスを走らせていただければというお母さん方の希望もございましたので、その辺のところは、確かに財政が大変ですけども、全てではなく、冬場に限ってですけども何か、1回くらいはぐるっと回っていただけるようなことも考えていただければなと思っております。

それと、隣のいすみ市においては、保育園とかスクールバスとかの、みんなの地域づくりという、宝くじのほうからバスの導入なんかもなさっておりますので、その辺も手法もお聞きになって、ぜひそういうところからの補助があったらばそういうところも学んで、一宮のほうも手を挙げていただければと思っておりますので、ぜひ、要望として申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 要望でいいですね。

○10番（志田延子君） 要望で結構です。

2点ですね、南総一宮線の整備事業なんですけれども、これは町長の発言で時々聞かれる南総一宮線整備事業のルート変更をおっしゃっているということで、これは公約でもないの、この話は住民への説明とか議会の説明も一切なく、唐突に出てきておりますお話ですね。

既に、約60%用地買収が終了しており、工事も30%終わっている段階でこのような話が出てくることは、事業の進捗に大きな影響を与えかねないような大変な問題であると思っております。

町民や議会を無視したような発言は、町政の混乱を招くばかりでなく、事業を行っている県の努力とか、既に土地の提供に協力してくださった方々の気持ちを踏みにじるような、私は思っているんですね。

特に、私の友人なんかも、もう20年前にも一宮の町を出ていっておりますし、またこの計画は約40年前になされているわけなんです。ですから、本当に看過できることではないなと私自身は、ちょっと憤然として、やるかたない気持ちなんですけれども、次の点について簡潔明快にお答えいただきたいと思っております。

まず、後援会だよりに書かれている南総一宮線のルート変更の発言は、撤回するようなご意思がおりでしょうか。

また、2つ目として、撤回しないのならば、このような発言によって事業の進捗の影響が

出た場合、責任はどのようにおとりになられるのかなと思っているんです。

ちょっと、これには書いていないんですけども、グリーンラインですね、早期実現と町の役場の前に看板をつけていただきましたけれども、私、議員にさせていただいて以来、グリーンラインとそれから南総一宮線を本当に早く、一緒に開通していただければありがたいなと思っているんです。

県のほうの方も、ちょっと知っている方で、もしこのままルート変更がなければ、避難道としても、そしてオリンピックに間に合うようにできるのではないかということも聞いておりますので、ぜひこれは町長、どんな考えをお持ちになっているのか、お聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員の2点目のご質問にお答えいたします。

まず①ですけれども、私は南総一宮線のバイパスの市街地までの延伸を、一宮町の今後を大きく左右する大事な事業だと考えております。

ルート変更のアイデアにつきましては、かつて近藤町長の時代に、事業の進捗を早める観点から検討されたことがあったというもので、これまで出た一案の紹介として住民の方々の話し合いのところで示したものであります。

私は、今後各方面からの要素を勘案して、短期的にも長期的にも最もすぐれた案に従って事業を進めていきたいと考えております。関係各方面のこれまでのご尽力の成果の尊重を前提に、これからも長く、最もよい効果を得、最善の結果を導くべく、全ての可能性を探っていきたいと考えているところであります。

2つ目でございますけれども、責任についてであります、責任は当然私にございます。最良の成果を差し上げるということで、責任を果たさせていただくつもりであります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） しかしながら、もう40年もたっていて、そして今オリンピックが目前に迫っていて、鶴沢議員からの中にも、町民の中では道路の交通の問題とかもお話しになっておられましたけれども、本当にできればグリーンラインと南総一宮線を、オリンピックまでに完成できるということに対しての努力をすべきではないかと思っておりますので、ぜひ考えを改めていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 頑張っていきたいと思います。

40年という年月の中で、さまざまな計画変更が行われております。その上での現在のルートでありまして、もともとの案であれば、私は全く問題がなかったと思います。それがその後の年月の流れの中で、県の方針にも変更があった。そのあたりをいかにして考えていくか。

ここが今後、一宮町百年の大計でございますので、最もよい成果を出していきたいというふうに考える次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 一応、答弁終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） お考えは承りましたが、できることならば、確かにさまざまな変化がございました。もともとの計画は、結局あそこからまた、陸橋をつくって切町のほうに行くというふうな計画だったんですけれども、でももうそれは現在の人口の伸びだとかいろんなことを考えたら、そこはもうないということになって、できるだけ国道まで何とか、グリーンラインと南総一宮線で国道まで持っていきましょう。

国道のほうも、もっと広くとるはずだったんですけれども、それもできるだけそこまではとらなくてもいいということで、計画を確かに変更なさっています。

でも、それはやっぱりその時の方たちの努力によってなされたことであるので、できるだけ、私は国道までの早期実現を願っておりますので、その辺のところもお考えになっていただいて、これで2番目の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 続いてどうぞ。

○10番（志田延子君） それでは、3番目の東京オリンピックサーフィン会場、釣ヶ崎海岸についてです。

6月7日に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森会長、千葉県の森田知事が釣ヶ崎海岸を視察いたしました。森会長からよいところだとお墨つきをいただき、知事も大変喜んでおりました。一宮としても、大変光栄なことで、誇らしく思います。

この視察の中で知事から、町と連携しながら、釣ヶ崎海岸に新たに自然公園を県で整備するとの発言があり、町も恒久施設を検討中との発言もありました。

そこで、町長に、自然公園にどのような施設をつくることをお考えなのかということは、先ほど鶴沢議員のほうもおっしゃっていました。

そして、1ヘクタールと申ししていましたけれども、これは私たちが考えていたものキャ

ンプ場跡地でよろしいのでしょうかということと、それから先日オリンピック推進課から、本当に簡単な説明ですけれども、トイレとそれから更衣室と多目的スペースということで、ちょっと説明を受けておりましたけれども、そのことについてもちょっとおわかりになるところがあったらばご説明をいただきたいし、そして場所ですね。私たちが認識している、ただ1ヘクタールといってもどこなのかと、皆さんおわかりになっていないので、その辺のところをちょっと説明していただけたらありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） まず、設営するものにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、トイレ、更衣室、そして多目的スペースを備えたものを今想定しているわけでありまして。

これをどこに設営するか、その1ヘクタールの中にこれを設営するわけでありまして、その1ヘクタールはどこかと申しますと、現在の町有地がございます。釣ヶ崎海岸広場入り口から入りまして、鳥居のあるところまで、細長く町有地がございます。その南側に隣接したところに、1ヘクタールということになります。

ですので、キャンプ場はかなり広大でございますけれども、その最も、いわば鳥居に近い部分のところに1ヘクタールという形が今、想定されております。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） そうしますと、もとのキャンプ場跡地全体というわけではないんですね。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私どもは、当初よりの県と組織委員会との協議の中で、キャンプ場跡地全体の保安林解除とオリンピック開催後の利用を希望してまいりました。さまざまな回路でそれを訴えてまいりましたけれども、現在までのところ、この見通しが全く立たないということでありまして。峻拒されております。

そういう中で、現在の案といたしましては、申し上げたとおりに、町有地の南側に隣接したところに1ヘクタールという形であります。ですので、当初私どもが希望した形に比べると、随分縮小した形にならざるを得ないということでありまして。

○議長（吉野繁徳君） 10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） そうですか、とても残念です。私は、キャンプ場跡地全体かと思っ

ておりましたので、それに関してはちょっと残念だなとは思っております。

そして、視察なされたときに、プロの大原選手が取材に対して、恒久施設整備は、サーフィンをしている地元の子供たちが交流できるような場所にもしてほしいというようなこともおっしゃっておりましたので、ぜひその辺のところも考えて、恒久施設のほう、お願いしたいと思います。

以上です。私の質問を終わりにいたします。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

私は、3点ございますが、1問ずつお願いいたします。

それで、まず1点目が、高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納支援についてお伺いいたします。

高齢者ドライバーによる交通事故が多発し、運転免許証を自主返納する人が増加していると報じられ、自主返納をした人を自治体が支援する制度があると聞いています。

例えば、運転経歴証明書交付手数料の全額補助、タクシー利用券など、こういうことをしていただきたいと思っています。それから、市町村をまたぐ循環バスの運行などもしていただきたいんですが。

それで、2015年6月10日の衆院内閣委員会での法案審議の中で、運転免許証の自主返納等の理由で、自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体とも連携しながら、中長期的な視点を含め、適切に対策を講じていくとの附帯決議が可決されています。

これを受けて、警視庁は2016年9月2日、各都道府県警察本部長などに対して、地方公共交通網の形成に向けた関係機関との連携についてという通達を送付しました。

国土交通省も同日、道路交通法の一部を改正する法律施行に伴う高齢者の移動手段確保に向けた環境整備にかかわる取り組みについてという通達を出しています。

そこで、一宮町の取り組みを伺います。ネットで見ましたところ、ちょっと出てこないんですね。当町では1月から6月9日まで、もう18人返納されていると、これは警察に確認に

行きましたらそういう返事が来ました。

これは、返納して、運転経歴証明書をもらうだけでも、この手続に1,000円かかるんです。ですから、どういうことを町としてなさっているのか。それとも、ネットで確認したら出てこなかったのか。そういうこと、私の検索の仕方が悪かったのか、そういうことなんですけれども、お伺いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 渡邊美枝子議員の質問にお答えを申し上げます。

現在のところ、残念ながら我が一宮町には具体的な支援制度がございません。これは、渡邊議員の検索の不十分ということではございませんので。

運転免許証の自主返納支援問題は全国的な問題であります。既に支援制度をスタートさせている自治体も確かにございます。

町といたしましても、制度の必要性を認めております。これは、そういったことを認識いたしておりますが、現在のところ具体的な支援制度を策定していないということでありまして。

まずは、高齢者ドライバーのニーズを把握して、地域性なども考慮した中で、実効性の高い制度を関係部署と研究して、我が町にも導入を図っていくように、これから検討していきたいと考えます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

同じ問題を袴田議員もされているご様子ですので、要望のみとさせていただきます。

具体的な支援制度が今、ないということだそうなんですけれども、今は手探り状態だと思っていればよいのでしょうか。

でも、にこにこサービスとか、循環バスのようなよい制度だってあるわけですよね。ですから、そういうのを発展させるということもこれからあると思います。それで、こういうことは免許返納だけではなく、一般の住民に対しても必要なことだと思っております。

まずは、高齢者ドライバーのニーズを把握するとありますけれども、私は高齢者が移動手段として車を運転することには決して反対してはおりません。できることならば、ご自分で運転されるのが一番よいと思います。私も自分で運転したいです。

でも、加齢に伴い、身体機能や認知機能が低下することにより、運転による不安や運転に支障を来したりする場合、自主的に運転免許が返納できるよう、1998年度の道路交通法の改

正により制度化されたものと聞いています。自主返納すると、運転経歴証明書の交付を申請することができます。これは、先ほども申し上げましたが。

運転経歴証明書とは、自主返納前の5年間の運転経歴を証明するもので、身分証明書としても活用することができます。この運転経歴証明書の交付には、手数料が1,000円かかります。これも先ほど申し上げました。まず、この手数料の助成をしていただきたいと思います。

そして、循環バスもにこにこサービスも、市町村をまたげないですよね、この町から出られないのですので、市町村をまたぐために、そういうバスの整備やタクシー券などを要望いたします。よろしく願いいたします。

次の質問に移らせて……。

○議長（吉野繁徳君） 今、要望でいいですね。

○3番（渡邊美枝子君） はい、要望として。

○議長（吉野繁徳君） じゃ、次へ進んでください。

○3番（渡邊美枝子君） 次が、就学援助の入学準備金をもっと拡充してほしいという質問です。

先ほど、鵜野澤議員の請願の中にも、就学援助のことがありましたので、よろしく願いいたします。

就学援助の入学準備金の入学前支給の自治体は、少なくとも全国で158あると聞いています。赤旗日曜版にもそういう報道がされました。これに。それで、158あるということです。一宮町でも、中学校の入学準備金はことしから3月支給となりました。それもここに載っています。

しかし、一宮町は、小学校の入学前支給はまだこれからでした。実施しているところもあります。白井町とか白子町とか長生村ですね。

国は、交付要綱の一部を改正し、これまで児童または生徒としてきた入学準備金に、入学予定者を追加しました。入学予定者というのは、まだ児童になっていない人ですね。これによって、中学校への入学のみならず、小学校も入学前の時期に支給できるということになりました。

小学校の入学準備費用も大変です。約5万4,000円かかるということ、これは新婦人の会が調査したのですが。

そこでなんですけれども、小学校の入学前支給についてはいかがお考えでしょうか。

それから、もう一つ、今年度国は要保護者への入学準備金の単価を倍増したということで

す。要保護者ですけれども、生活保護の方ですね。

自治体の裁量に委ねられているのが、この準要保護者です。働いていらっしゃる方なんですけれども。それも実態に合っていないということは文科省も認めておりますので、増額すべきと考えます。その見解を伺います。

以上、2点伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 鎗田教育課長。

○教育課長（鎗田浩司君） 渡邊議員の2番目の、就学援助のご質問についてお答えいたします。

まず1点目のご質問についてでございますが、就学援助の準要保護者の入学前支給については、自治体独自の取り組みとして実施しているものでございます。

一宮町でも、昨年度、中学校の入学準備費用といたしまして、学用品や通学用品などの入学準備金につきまして、3月に支給をしたところでございます。支給者のほうは8人ございました。

ご質問の、小学校における入学前支給につきましては、渡邊議員のおっしゃるとおり、昨年度3月31日に国で要綱の一部改正がありまして、補助の対象者に就学予定者の保護者が加えられ、要保護者への小学校入学前支給も補助が可能となったところでございます。

現在、準要保護者の入学前支給は、近隣では長生村さんと白子町さんが、既に独自でこの3月から支給を開始しているところでございます。

今後、当町でもこの改正を受けまして、中学校と同様に、小学校の入学前支給についても早急に検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目のご質問でございますが、当町の入学準備金の単価でございますが、昨年度1月に教育委員会会議の定例会に諮りまして、要綱の一部改正を行い、増額をいたしたところでございます。

しかし、この3月に要保護児童生徒援助費の補助金の入学準備金の単価が改正されまして、約倍増したことから、要保護者と準要保護者の入学準備金に大きな差が生じているところでございます。

準要保護者の就学援助につきましては、自治体の裁量に委ねられているところでございます。

経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないという学校教育法第19条の趣旨を踏まえまして、近隣町

の動向を確認し、バランスを考えながら、不公平感のないように検討をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

1点目ですが、世の中がこうした方向に向かっているんですね。ですから、これはもうじきにそうならざるを得ないと思いますので、これは要望のみとさせていただきます。もうそうなると信じていますから。

それで、もう一言、ちょっと言わせていただきますと、今現在の保護者の方々は、大変な就職氷河期を体験されているはずなんです。それで、20年前の1997年から1998年には、大手の銀行や証券会社など、さまざまな会社が経営破綻してニュースになりましたよね。

それで、20年前で、そのころの方が保護者の方の社会人となる第一歩の時期だったと思うんです。この時期、ちょうど2000年には、大手のデパートが民事再生法を申請しています。そういう時期に社会人となる第一歩を迎えられたのが、今の子どもたちの保護者の方たちだと思うと、やっぱりこういう問題は社会全体で見て、考えていただきたい問題だと思います。子どもたちには罪のないことですから。

それから、あの時代に自分の希望どおりに就職された方というのは、ほとんど、数少ないと思います。ブラック企業もあります、ふえてきましたし、派遣で非正規雇用というの、もうずっとふえていますよね。そういう状態ですから。

それで、もう一つのこと、2点目ですが、国は要保護世帯への単価を引き上げたわけですが、当町では該当者がおられますでしょうか。おられた場合、入学前にきちっと増額されて支給したのでしょうか。

このこと、要保護の問題が、要保護の金額がこの質問の金額の基準となっておりますので、その答えをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ちょっと待つて。

渡邊議員、今の要望の中での答弁でいいですか。

○3番（渡邊美枝子君） 1点目は要望なんですけれども、2点目がちょっと……。

○議長（吉野繁徳君） 再質問でいいですね。

○3番（渡邊美枝子君） 数字がちょっと基準になっていますので、ちょっとお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。じゃ、再質問ということで。

○3番（渡邊美枝子君） 失礼しました。

○議長（吉野繁徳君） 鎗田教育課長。

○教育課長（鎗田浩司君） 就学援助の再質問につきまして、お答えいたします。

今回、入学前支給の該当となります要保護者につきましては、いませんでしたので、よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

該当者がなかったということですが、準要保護者と要保護者が何で別々になっちゃったかという、2005年に準要保護の方の支給額については一般財源化されて、それで自治体の裁量に任されたということなんです。これがちょっと問題なんです、今、それを言ってもしようがないと思いますので。

しかし、物価は上がり、消費税は上がり、祖父母の年金も下がっています。これは増額するのは時の流れだと思います。文科省もこれは認めている問題ですので、これも子供たちに責任はありませんので、これも増額なされるのが世の流れと信じていますので、これは要望とさせていただきます。

じゃ、次に移らせて。

○議長（吉野繁徳君） 進んでください。

○3番（渡邊美枝子君） 次の質問に移ってよろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） 次は、3年ぐらい前、ごみ袋代の値下げの問題なんです。

長生郡市はごみ袋が高いという指摘が多く寄せられています。長生郡市では、40リットルのごみ袋代が1枚当たり65円で、県内では1番高額です。

そういうことを受けて、過去のことですけれども、平成26年6月議会で・場議員がごみ袋代値下げについての質問をしました。

その当時、小柳事業課長兼農業委員会事務局局長の答弁では、引き続き7市町村の意見の調整を図りながら、ごみ袋代値下げの問題について、一宮町から提案して、議論を深めてまいりたいと考えていますとありました。

また、ごみ袋代の問題について、その前の年、平成25年の6月議会においても、畑場議員

が取り上げているんです。

その当時、玉川町長の答弁がありました。7市町村の調整を図りながら、議論を深めていくということでした。

そこで、その後の進捗状況を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） 渡邊議員の3点目の質問についてお答えいたします。

ごみ袋の値下げの問題でございますが、長生郡市広域市町村圏組合によりますと、可燃物の収集処理コストは、平成27年度で20リットル1袋当たり80.1円、30リットル1袋当たり120.1円、40リットル1袋当たり160.2円となり、この中で住民の皆様には20リットルの袋で35円、30リットルの袋で50円、40リットルで65円でごみ袋を購入していただいておりますが、可燃物処理費にかかる歳入歳出の決算を見ますと歳入不足であり、その一部は構成市町村の負担金で賄っているところであります。

したがって、ごみ袋値下げにつきましては、長生郡市広域市町村圏組合によりますと、10円の値下げで約6,000万円、15円の値下げで約9,000万円が新たな負担になると試算されております。

このように、この問題は構成市町村の財政面に影響することから、広域行政として構成7市町村の足並みがそろうことが必要であり、現在のところ値下げの問題の話は出てはおりますが、新し尿処理施設の建設、ごみ処理施設の延命化のための大規模改修事業、平成30年度から整備を予定している最終処分場の建設など、今後大きな事業が予定されており、新たな財政負担の検証が必要との意見が多く出されていることから、現在合意に至っておらないというところでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

広域組合で合意に至っていないということですね。

では、平成25年6月の焔場議員の質問の中に、とてもよいものがあつたので紹介いたします。

循環型社会形成推進基本法について研究しているものですが、この法律の中には、発生抑制、それから再使用、再生利用、熱回収、適正処分ということがうたわれていることが説明

されています、この質問の中にです。25年のですね。

そして、焼場議員が、住民と行政のごみ問題を取り組む一つの協働作業として、意識改革を訴えるチャンスになるはずと言っています。

値下げ問題のチャンスとして捉えて、住民、自治体が一体となって、ごみ減量化の取り組み、出発点になるよう訴えて、ごみ減量化への取り組みの出発点になるように訴えるんですね。それで、実現するまで町長には行動を起こしてほしいと要望しているんです。

この辺に対する当時の玉川町長の答弁が、ごみ袋値下げを一つの契機として、減量化を図る取り組み、今、一つのチャンス、今後管理者会議の中で議論を深めていきたいというものでした。

馬淵町長は、この答弁についてどうお考えでしょうか。引き継いでいただけますか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 一昨日、管理者会議ではないんですけども、郡の町村会がございまして、参与として茂原市長もお見えになったんですけども、そこで少しこのお話をいたしました。

意識改革が最も大事であるというお話に全体としてなりましたが、直ちにごみ袋の値下げが意識改革に直結するかどうかについては、さまざまな皆様のご意見がありまして、集約は難しいと。短い時間でございますけれども、感じた次第であります。

ただ、おっしゃるところ、意識改革が大事であって、ごみをなるべく出さないようにするという、これをまず柱に据えるということで私は進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

ごみ袋を値下げすると、ごみが多くなると考えていらっしゃる方も多くおられると思いますが、本当はごみ袋を値下げしたからといって、ごみが多くなるとは限りません。今まで、1つのごみ袋に無理やりごみを押し込んで出していた人が、ごみを大きい袋にするとか2つにするとかということは考えられますけれども。

それから、私は実は電車で通勤しているときに、駅のごみ袋の中に家庭ごみを捨てている男性の、品のいい方をお見かけしたんです。結構、良識的な方だと思うんですけども、そういうことをなさっているの、ちょっと驚きました。

それから、女性の方でよく、こちらに引っ越してきた方とか、親族が千葉とかいらっしやいますと、そちらのほうにごみを、用があつてそちらに行くとき、ありますよね、もちろん。そういうときにごみを持って、そちらのごみの集積場に出すんだそうです。そういうことを聞いたことがあつて、だから、ごみ袋がここは高いから、安いところの袋を使っている自治体にごみを出すということが実際にあるんです。そういうこともあるので。

値下げすると、6,000万円かかることよりも、ごみそのものを減らすことを考えることが大切だと思います。だから、ごみ袋を安くしてもごみはふえないということです。もともとあつたごみがどこかに不法に行っちゃっているということなんです。道端に捨てる人もいますよね。そういうことなんです。

ごみをなくすための努力は、愛する地球のためにやっている方もいらっしやいます。だから、この問題は、これは要望のみとさせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 要望でいいですね。わかりました。

○3番（渡邊美枝子君） 今後、長くかかる問題だと思いますので。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。要望で。

○3番（渡邊美枝子君） 要望で。

これからも、ごみを減らす努力と一緒に、ごみ袋を下げる努力もお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 以上でいいですか、質問は。

以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

きょうは4点ほどございますが、1点ずつ区切らせて質問させてください。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） それでは、まず1点目、東口開設の推進についてお尋ねします。

駅東口広場は、平成4年に舞台土地区画整理事業で整備されました。当初は、蘇我駅のような橋上駅を考えていましたが、多額の建設費を町が負担できないという理由で断念、改札口のない駅前広場という変則的な状態できょうまで続いております。

このように、一宮町民にとって長年の悲願である駅東口開設であります。1日乗客が10万人を超えなければ、1駅2改札口は認められないという高い壁を前にして、JRとの交渉はなかなか進展しませんでした。

今回、東京オリンピックでサーフィン競技が一宮町で開催されるということで、JR東日本との協議が一挙に進み、4月に開催された臨時議会で、駅東口開設の基本調査をJRに委託することが議決されました。

そこで、駅東口開設促進の立場でお伺いいたします。

1点目、その後、JR東日本から、当初想定していた簡易Suicaから専用Suicaに改める提案があり、その結果、改札口に職員配置が不要となり、年間の維持管理費が半額に減少し、利用時間も、朝夕の通勤通学時間から駅が稼働している全ての時間まで拡大するという大変積極的な提案があったということです。

具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

2点目、もちろん設備の内容については検討を重ね、工事費の圧縮を図らなければなりません。それでも不足する財源については、駅を利用する人だけではなく、町内外に広くふるさと納税の制度を活用して、寄附を呼びかけることも視野に入れる必要があるのではないのでしょうか。これらについてもお伺いしたいと思います。

3点目、上総一ノ宮駅の存在は、町の発展にとって大きな位置を占めてきました。新しく町へ移住してきた人の話を聞くと、特急や通勤快速の利便性を多くの人が挙げています。鉄道も民営になり、経済原則にのっとり、駅や路線の縮小、廃止が進められています。

今後、人口減少が進み、自治体競争が激しくなる中、東口の開設は町が生き残るための経済政策でもあります。オリンピック開催という絶好の機会を逃してはいけないと考えます。

財政調整基金を一部取り崩してでも考えるべきと考えますが、馬淵町長の決意をお願いしたいと思います。

この3点についてお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を願います。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 袴田議員の1点目のご質問にお答えします。

昨年8月4日、東京オリンピック種目に、国際オリンピック委員会からサーフィン競技が決定したと発表されてから、JRでは一宮町がサーフィン競技会場となることを条件に、

上総一ノ宮駅東口開設を、東京オリンピックまで間に合わせる体制をつくっていただきました。

しかし、一宮町がJRコンサルタントに委託し、町独自で算出した事業費は、簡易Suica約6億6,700万円、本Suica約8億6,300万円となっており、町の財政状況では厳しい状況であります。

2月、JR千葉支社から町が算出した事業費は、上総一ノ宮駅を調査して算出した事業費ではなく、近年建設されたJRの駅工事費を参考にしたものであるため、JRで上総一ノ宮駅を調査して概算事業費を算出しますので、算出された事業費を参考に、9月に東口開設をオリンピックまで行うか判断しませんかとの提案を受けました。

そして、総調査費3,596万4,000円は4月18日の臨時議会で可決され、現在JRにお願いしているところです。

また、東口開設について町民の皆様のご意向を伺いたく、アンケートを7月に3,000世帯を対象として実施する予定となっております。

さて、袴田議員のご質問のJRの大変積極的な具体的提案内容ということでございますが、4月18日の臨時議会で可決されたことを受け、JR千葉支社は上総一ノ宮駅の調査設計に入るため、JR本社と協議したところ、次のことについて変更すべきとなったということです。

まず、1階地上部に係員を設置し、簡易Suicaを設置し、朝晩3時間程度開設する計画でしたが、無人とし、2階跨線橋に自動Suica改札機を設置する計画に変更となりました。

理由ですが、1階地上部は町有地であり、JR敷地外にJR施設を設置することは好ましくないということ。また、自動Suica改札機設置により、不正乗車防止、始発から終電まで利用が可能となり、朝夕3時間で利用者からの苦情防止につながるということ。

無人の理由ですが、昨今JRでは安価な係員が集まらなく、無人駅が増加しており、安価な係員は将来集まらないというJR本社の見解だそうです。

この変更は、町にとって大きなメリットとなります。

まず、無人となり、人件費が削減され、年間維持費が約1,500万円から約760万円に削減。また、無人のため、駅員の詰め所は設置する必要がなく、工事費とそれにかかる維持費が削減されます。また、町は人件費削減のため、朝夕3時間だけ改札口を開設する計画でありましたが、始発から終電まで開設できることとなります。そして、2階跨線橋に自動Suica改札機を設置するため、階段を上り終わった上の通路部分が幅員2メートルから3メー

ルと広がることになりました。

以上が、J Rの変更した内容であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

（「まだありますね」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） まだある。

（「ふるさと納税を、はい、2点目をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ②、大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） ふるさと納税を活用して寄附金を募ることについてですが、昨年志田議員からもオリンピックサーフィン大会の会場として決定したので、ふるさと納税を活用できないかという質問を受けました。

実際にサーフショップを営んでいる方々に検討していただいておりますし、ふるさとチョイス、今サイトのほうで募集しているんですが、そちらのほうにもオリンピックサーフィン会場、釣ヶ崎海岸の整備事業ということで、載せてしまってから組織委員会のほうに確認したところ、寄附金の募集にはオリンピックというものは使えないと、使ってはだめですということがわかりましたので、そちらのほうは削除した経緯があります。

ホットな話題で引きつけられないということで、今までどおりのサイトによる募集が一般の方に対しては最も有効な手段であると思われまます。

極端な言い方をいたしますと、今、寄附金の使途として、寄附された方が使い道を選べることになっておりますが、5つ設定してある事業のうち4つを削除して東口のみにしてしまえば、自然に寄附金というものはたまっていくのですが、それはそれでまたいろいろな問題があつて、現実的ではないと思われまます。

議員の皆様方からもよい提案がありましたら、検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ③の財政調整基金を一部取り崩しても、この絶好の機会を逃さず、東口の設営を考えるべきということについての私の考えをということでございます。お答えを差し上げまます。

上総一ノ宮駅の東口開設という問題は、我が町にとって長年の課題であります。私は、東口の開設が町の将来の発展に資するところがあると考えております。また、町の方々に開設

を望んでおられる方も、少なからずおられることを認識しております。そこで、開設を何としても現実のものにしていきたいと考えている次第であります。

ただ、これまでの議会答弁の繰り返しにもなりますけれども、現在、駅周辺整備事業基金が約1億3,000万円あります。しかし、これまでの暫定的調査ではこれでは全く足りないと思われるわけです。

そこで、まず本当に全体で幾らになるのかを確定する必要があります。これについて、4月の臨時議会で、基本調査費約3,600万円の投入を認めていただきましたので、今後秋までに確実な金額が算出されます。その際、手持ちの基金1億3,000万円と総工事費との差額も明確になります。その後の判断が重要であります。

例えば、8億円の費用が必要だとした場合、1億3,000万円の駅周辺整備事業基金を充当するとして、残り6億7,000万円必要であります。今、一宮町には10億円の財政調整基金しかありません。ほかのところからの財政援助が期待できないとすると、この10億円から6億7,000万円を投入することが必要になります。

それは、今後も大規模な資金を必要とするプランをいろいろと抱えている一宮町にとって、できない選択であります。

そこで、見きわめるべきは、町の財政調整基金から幾ら投入しても、町財政は大丈夫かという点が1つ。それから、もう一つはどうやって、なおも足りない分を埋めるかということです。後の点で言えば、どれだけ外部の資金援助を引き込んでくることができるかという点が重要な点であります。ただいまおっしゃっていただいたふるさと納税の活用も一つだと思います。

いずれにせよ、町が投入できる資金の総額には、現有の基金と財政調整基金を合わせても限りがあるわけでありまして。その総額と、必要な工事費との間をどうやってこの差を埋めるかということが問題なのであります。再度申し上げますが、ここが問題であります。

これを、さまざまな手だてで埋めることができましたら、着工ということになります。逆に、町が出せるお金と、工事に必要なお金の差が埋まる手だてが講じられない間は、着工できないということになるわけでありまして。

私は現在できる限りの手だてを講じて、なるべく早くこの差を埋めようと、現在精いっぱい努力をしているところであります。

そういうことで、ご理解いただけるとありがたく存じます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。再質問。いいですか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

馬淵町長、明確な回答、ありがとうございます。

私は、この東口開設に関しては、これからも長く、大変失礼ですが、質問をしていきながら、我々の要望、町からの回答をいただきたいと思っております。そこで、要望という形をとらせていただきました。

私は、先ほどふるさと納税という部分の中で触れましたけれども、これは町長もご存じのとおり、福島県の矢祭町にはもったいない図書館というのがございます。その図書館は、全国から本を寄附した方々全員のお名前のプレートが張られているんです。ですから、私は寄附金をしてくれた方に、駅の開設に伴う、通路でも結構です、そういったところにお名前を載せていただくというような方法も、僕はとれるのではないかと。

これは、玉前神社もそうですけれども、石に名前が刻んであります。やはりあれは、先祖代々、ああ、うちのお父さん、うちのおじいちゃんが寄附したんだ、そういう部分では非常に喜ばれるものではないかなと思いますので、そういったものもやっぱり考えるべきじゃないか。ただ、物を抛出するだけでなく、やはり我々の手でできる範囲でのふるさと納税を集めるべきではないかなと私は思っております。

それから、一つの要望ですけれども、とにかく東口開設は町民の念願でございます。

きのう、私は駅前に行きました。正午からの大雨、夕刻の駅前の混雑、危険極まる状態で、乗客の送迎の車、一般車両、送迎マイクロバス、飽和状態でした。非常に危険です、これは。やはり一刻も早く東口を進めていただいて、この辺の飽和状態を取り除くということも必要かなと。

やっぱり、JRだけではなく、これは確かに車の問題でございますけれども、やはり人命、人が安全に運べる、安全に生活できる場所を見つけるためにも、JR東口の開設は必要ではないかと思っておりますので、これでもよろしくお願ひしたいと思っております。

では、2問目に移らせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） 次へ進んでください。

○8番（袴田 忍君） 次に、一宮町役場機構改革について質問いたします。

ことし4月から実施した役場の機構改革についてお伺ひいたします。

税務住民課が税務課と住民課に、産業課が都市環境課と産業観光課に、総務課が総務課と秘書広報課に、まちづくり推進課が企画課とオリンピック推進課になりました。結局、課が

4つふえたことになります。

そこで、質問いたします。

1つ目、平成20年の玉川町長が就任した時期の役場組織は、16課だったと認識しています。厳しい財政状況の中で、最少の経費で最大のサービスを提供するというので、段階的に組織の統廃合を図り、8年間で9課までスリム化を図ってきました。

今回の構造改革で、一挙に4つふえたわけですから、これはこの間進めてきた行財政改革の流れに逆行するものではないでしょうか。

これだけの組織、機構の見直しをするには、特別な考えがあったと思います。町長の考えをお伺いいたします。

2点目、同一課に、課長補佐職を複数配置している課がありますが、何か意味があるのでしょうか。

3点目、課長が一挙に4人ふえた。それで、人件費はアップすると思います。どれくらいになるか、お伺いしたいと思います。

4つ目、職員の総数がふえない中で、管理職がふえ、しわ寄せが一般職に行かないか、心配していますが大丈夫でしょうか。機構改革で担当職員が減少しているところはないのか、お伺いしたいと思います。

4点、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の2つ目のご質問、役場の機構改革についての1です。この組織機構の見直し、これまで玉川町長のご執政の時期に減ってきたところを今回ふやしたことについて、この見直しをした考え、理由は何かということでございます。

お答えをいたします。

この機構改革の形は、私が町長に就任した後、役場で実際に仕事を行う際の利便性・効率性のアップなどを考えて、役場の職員の諸君と慎重に議論を重ねてきた結果、たどり着いた形であります。

行財政改革といいましても、実際の行政がもっとも行われやすくすることを目指すべきだと私は考えております。したがって、部局の数を減らすこと自体が絶対的なあるべき形だとは必ずしも考えておりません。

国の機構でも、例えば内閣府、金融庁、内閣人事局、スポーツ庁など必要に従ってふえた

部局もあります。

私といたしましては、今回の形はよりよい組織と判断し、実施をさせていただいたものがあります。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、2点目、同一課内に課長補佐職を複数配置している理由、また3点目、課長が一挙に4人ふえたと。人件費のアップはどれくらいか。管理職がふえ、一般職にしわ寄せが来ないかという点につきまして、私のほうから回答いたしますが、まず職員数につきましては、平成28年4月1日と平成29年4月1日現在の職員数は129人で同数でございます。

次に、課がふえましたので、管理職がふえたようなイメージになりますが、平成28年度と同様の15人でございます。ただし、主幹が減になり、課長がふえておりますので、管理職手当のほうは月額で6万円増加しております。大課制となった平成26年度の管理職が16人ですから、そのときから比べても1人減ということになっております。

課長補佐職が複数いるということにつきましては、グループ制の導入により主査と主査補が多くなり、次に管理職となるべき6級の職員が少ないこと、また今後一、二年で今ここにいます課長のうち6人が退職となります。そのようなことも考慮した上での配置となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

また、一般職にしわ寄せが来ないかということですが、課長職の増によるものはありませんが、課がふえたことに伴うものは多少なりともあると思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問、お願いいたします。

今、町長、そして大場課長から答弁いただきました。ありがとうございます。

その中で、私のほうから3点ほど再質問させていただきたいと思っております。

1点目、一般職にしわ寄せがいかないかということについて、課がふえたことに伴うものは多少なりともあるということでしたが、職員の総数が変わらない中で管理職がふえて、課長補佐等の中間管理職もふえたわけですから、当然一般職員、特に若手職員の負担がふえる

ことになりませんか。その結果、行政ミスがあったり、職員の労働過重にならないか心配です。その点は、大丈夫でしょうか。

2点目、先ほどの町長答弁でございますが、機構改革について、役場職員諸君と慎重に議論を重ねてきた結果と答えてくれました。どれくらいの職員と議論をしてきたのかをお伺いしたいと思います。また、この議論の中に一般職を含んでいるのかもお伺いしたいと思います。

3点目、同一課に課長補佐職を複数配置している課はありますが、何か意味がありますか。各課の事務量や他町村の状況を調査し、課や職員の配置を考えた結果でしょうか。

この3つをお願いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田 忍議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず一般職にしわ寄せがいかないか。このことについてでございますけれども、これは課がふえたことによるしわ寄せということでございますが、新規に秘書広報課、オリンピック推進課の2課を設置いたしましたので、その分の人員減の影響がどうしてもどこかに出てくるということで、これは私も当初よりスタッフとともに想定をいたしていたところであります。今後、採用面も考慮して、改善を図っていく予定であります。

それから、あと2点目、機構改革について、役場の職員諸君と慎重に議論を重ねてきた結果ということでもありますけれども、どれくらいの職員と話をしたのか。また、一般職を含んでいるのかということでもありますけれども、私は就任以降、管理職の諸君はもちろんであります、全員そうではございますが、さらに管理職以外の職員の約5割の方と個人面談をさせていただきました。それで、いろいろな意見を聞きまして、具体的に機構についてのご意見を伺いました。また、アンケート調査も行った結果がございまして、このアンケート調査も慎重に見ました。

こういったことを考慮して、もとの体制に戻したものであります。特に変わった組織にしたということはありません。

実は、グループ制といったことが、今回係制になったのでありますけれども、平成21年度からグループ制をしいてきたわけでありまして。当時、玉川町長がそうした体制が望ましいということで改革をなすったと伺っております。当時は、しかしやはり議員の皆様を含めて反対意見などもあったというふうに伺っておる次第であります。

行政はなかなか、長年縦割りで行ってきましたので、横の連携というのが難しいところがあるということだと思います。それで、グループ制といったものを導入する。あるいは、大課制にするということであったんだろうと思います。

ところが、なかなかやはり問題があると。大課制にしましても、26年度から我が町も導入しましたが、我が町に先んじて実施してきた長南町でも、当町が導入した翌年にはもとへ戻すということなどございました。なかなかこれは難しいところがあるということでもあります。

私といたしましては、職員の諸君と慎重に、多数の意見を聴取した上でのこの決定でございます。決して私のひとりよがりなものではありません。

3点目でありますけれども、課長補佐職が複数いるということでもありますけれども、これは先ほど課長が申し上げたとおり、今後を考慮したということが一つあります。

それから、権限移譲などによって仕事がふえております。現状の国・県から新しい業務が移行されてくるという状況を見ますと、部署によっては複数の課長の補佐を置いて、分担してサポートしていただくのがよりよいかというふうに考える局面があります。

そういったことから、当町において過去にもこうしたことがあったということで、問題があるとは思っておりません。

事務量については、各課の中で事務量の差が出ているのではないかということは、これはどうしてもそれが若干あるようではありますが、私といたしましては、常に適正な事務量に、平等になるようにということをご心掛けて進むようにしております。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 馬淵町長、ありがとうございます。

要望でございます。

やはり町役場に求められている仕事は、年々複雑化しています。また、広域化しています。少ない職員でこの行政需要に応えるには、非常に大変なことだと私は思っております。

ただ、職員が労働過重にならないように、そしてまた職員が困らない、これはやはり管理職であるべき者がきちんと若い職員、そして働き盛りの職員を指導していただいて、支援していただいて、よりよい役場の改革を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目に移らせていただきます。

3点目は、天道跨線橋通り、これは町道1-7号線になります。宮原から海岸におりる道

路でございますね、の整備促進についてお伺いします。

天道跨線橋通りの整備促進についてお伺いします。

宮原から船頭給を通り、海岸につながる天道跨線橋通りの道路改良工事は、平成24年度から開始され、平成28年度末までにおよそ347メートルの整備が完了しております。

この道路は、国道128号線と海岸地帯を結び、そして国道128号線のバイパス道路という役割を果たしており、交通量が多い主要道路でございます。歩道がないため、非常に危険な道路となっています。また、津波等の災害時には避難道路の役割を果たす道路でもあります。

そのため、国庫補助事業として毎年継続して行っているわけですが、そこで質問をいたします。

1、現在の進捗率はどれくらいですか。

2、5年間で347メートルの整備区間、このペースでいけば、いつになったら全路線が整備されるのか、その時期を教えてください。

3つ目、この道路は、オリンピックが開催される2020年には、サーフィン会場へのアクセス道路として重要な役割を果たすことが期待されます。そこで、国と県に働きかけ、オリンピック関連事業の一環として、2020年までの整備を図るべきと考えますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） 袴田議員の3点目の、天道跨線橋通りの整備状況についてお答えいたします。

まず1点目、進捗率でございますが、全体延長1,300メートルに対して、平成28年度末現在347メートルが整備済みとなっておりますので、進捗率は26.7%でございます。

②、全体計画といたしまして、大川原のカーブ付近までの640メートルを第一工区、そこから先の660メートルを第二工区としております。

現在、整備を進めております第一工区は、残り293メートル。平成32年度末の供用開始を目指しております。第二工区につきましては、平成33年度より詳細設計、また用地買収、移転補償交渉などを行い、実際の本工事のほうは平成36年度から入る予定であり、このペースで行きますと、全線の完了は平成41年度を予定しております。

3点目でございますが、この工事は地盤改良や歩道の設置、土どめ擁壁など構造物が多い

ことから工事単価が非常に高いこと、農繁期を避けた工期設定をしていること、また町の財政上の理由などの諸事情により、毎年80メートル前後の整備となっております。

町といたしましても、大きな進捗を見ていないことにより、利用者や近隣住民にご心配をおかけしていることは重々承知しておるところではございますが、全体の工事だけではなく、第二工区からは用地買収、移転補償交渉などが今後入ってくることを勘案しますと、短期間での全線整備は難しい状況と考えておりますが、今後も早期完成に向けて努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 課長、ありがとうございました。

すみません、私、今、天道路線橋と言っていましたが、跨線橋でした。ごめんなさい。すみません、失礼しました。

今、進捗状況をいただきましてありがとうございます。

要望でございます。

オリンピックが始まるという中では、やはりこれは主要道路になるのではないかと。なるべく、国・県のほうに要望していただいて、早目に工事完了が迎えられるような時期になっていただく。確かにオリンピックは過ぎてしまうかも知れませんが、主要道路の整備についてはよろしくお願いいたします。

それでは、4点目の質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 4点目、高齢者ドライバーの免許返納を促す支援制度の創設という形で、先ほど実は渡邊議員のほうからも質問した部分でございますが、私、実は交通指導員という形で、ちょっと要望という形で出させてもらいたいんですが、質問じゃないと取り消しでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） いえ、大丈夫です。

○8番（袴田 忍君） いいですか。ありがとうございます。

じゃ、塩田課長、よろしく申し上げます。

私は、地区の交通安全協会の役員を務めています。今、問題になっているのは、高齢者ドライバーの交通事故です。運転に不安があったり、運転に自信がない高齢者が多いと聞きま

す。

そこで、幾つかの自治体では、免許証の自主返納を促し、支援する制度として、返納したドライバーを対象に、バスやタクシーの運賃を割り引く制度を始めているところもあります。

今後、増加が予想される高齢者の交通事故に対処するために、高齢者ドライバーの自主返納者にタクシー補助券などを配布するなどの制度を、我が一宮町も創設したらと考えますが、ということで、私、これ質問をさせてもらう。

これは、先ほどの渡邊議員の質問とダブりますので、私のほうから要望だけさせていただきます。

実は、ここに運転免許自主返納者に対する優遇措置についてというのが、これは千葉県の県警の交通課のホームページにも出ております。その中に、かなりの乗車運賃割引とか各種その他の宿泊所の割引とか、いろいろな優遇措置が載っております。

市町村でも隣のいすみ市、そして今年に入ってからだと思んですが、長生村もこの自治体の中に加わりまして、自主返納にして、進めていくということ始めております。ただ、長生村の場合には、その優遇的なものはありませんよ。だから、県に沿ってやってみてくださいということではありますが、これは私どもの町の中でもできる部分ではないかな。京成バスから小湊バス、いろんなバスが運賃の半額であるとか1割引きとか、そういうこともやっています。

また、自治体でもコミュニティバスの無料とか、いろんなところで、タクシーの利用券とかそういうものを行っているわけでございますので、今後これは考えていくべきかなと私は思っております。

そこで必要なのが運転経歴証明書、これは先ほど渡邊議員からも出ました。これには、運転免許をお返しするとなりますと、それでもお金がかかってしまう。免許を取るにもお金がかかる、返すにもお金がかかる。これではやはり免許を持っている方は、ああ、どうせ面倒くさいから返すのをやめようと。

であるならば、せめて運転経歴証明書をとるための手続のお金、約1,000円ほどかかりますけれども、これぐらいは町でも私は予算化できるのではないかなと。

それでは、渡邊議員、18人と言いましたか。これまで一宮の幹部派出所のほうでは、今年度18人、一宮のほうでいましたと。今後ふえると私は思います。というのは、非常に高齢者ドライバーの、高齢者ドライバーが危険だというわけじゃありませんが、やはりそれなりの年齢に達したり、ある程度の痴呆症の病気を患っていたりしますと、それだけの運動能力が

下がるわけですので、非常に危険な状態にもなります。この前は、せんだうの玄関にもやはり車が入っちゃいました。これはやはりブレーキとアクセルを間違えたそうです。

やっぱりこういう中で、身近なところでこういう問題があるわけですので、ああ、自分が危険だなと思った高齢者の方には、免許自主返納があってもいいのではないかな。そのためには、ある程度の優遇措置が必要だけれども、最低限、こういった証明書の手続等のお金だけは行政のほうで何とかできれば、もっとこれが進んでいくのではないかなと私は思っています。

以上、私もゆくゆくは返納しなくてはいけないんでしょうけれども、それは年齢と運動能力の差で見きわめていこうと思いますが、ぜひ町のほうでもこの辺の、補助とはいかなくても、返納の手続等のかかるお金ぐらい準備していただければありがたいなということで、要望はしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりましたか。

○8番（袴田 忍君） はい。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は午後1時の予定です。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時01分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君、一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） それでは、3件、質問を上げさせていただいておりますので、1件ずつに分けて質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、1点目、保育料算定間違いの問題について何うという件です。

これについて簡単にお話しいたしますと、3点、これについて質問させていただきます。

問題の保育料算定間違いの発生に関する広報の方法について、今回なぜこのような形にし

たのかということと、この問題の経緯と広報の方法に関してご説明をお願いいたします。

2つ目としまして、問題発生の原因がどこにあるのかということにつきまして、お伺いしたいと思います。

これは、つまり担当の個人の問題なのか、担当課そのもの全体の問題なのか、あるいは組織としてのあり方の問題なのか。またはシステム、これは機械も含めてということですが、そういう問題なのか。あるいは、これを統括する管理側の問題なのかといったような、具体的な原因と考えられる要因というのをお伺いしたいと思います。

3つ目としまして、これに関しての今後の対応、対策をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの藤乗議員の保育料の算定間違いの問題について、3点ほどご質問がありましたけれども、1点目をお答えいたします。

まず、保育料の算定の誤りについて、問題の経緯と広報の方法についてお答えいたします。

まずは、今回の算定誤りに関し、対象者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたし、また町民の皆様の信頼を損なる結果となりましたことを、深くおわびいたします。

経緯でございますが、平成29年度の保育料算定を行ったところ、平成27年度、28年度の保育料に算定誤りによる過少徴収が判明いたしました。これは、平成27年度に新システムを導入した際、保育料表の設定を誤り、市町村民税均等割、3,500円でございますが、のみの課税の世帯は本来3階層とすべきところを2階層で決定してしまったものでございます。

誤りが判明し、原因を確認後、該当するご家庭にはご連絡、訪問等を行い、おわびと納付のお願いをいたしました。また、議員の皆様にご報告し、報道機関へ情報提供と、町のホームページへ掲載をし、発表のおくれにより不信感を与えることのないよう、速やかな情報提供に努めました。なお、広報6月号におわびの記事を掲載いたしました。

今回の案件につきましては、個々のご家庭へのおわびの後、新聞発表と町ホームページへの掲載をする従来の方法で対応する判断をいたしました。今後、事態が多く住民にかかわるなど、直ちに住民の皆様にご周知徹底を図るべき案件につきましては、区長回覧でのお知らせを用いて、速やかな広報に努めたいと考えております。

1つ目に関しては、以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗一由議員のご質問、1つ目の②、③についてお答えを申し上げます。

問題発生の原因が何にあるかということでありまして、私はさまざまな原因が複合的に絡んでいると考えております。

組織体制・機能などの面では、職員数の減少や業務量の増加、業務の細分化・専門化、またシステムへの過度の依存などから、担当者以外の職員のチェックが手薄となり、各課において組織としてのチェック体制が機能しにくいことが、ミスを発生させる原因だと考えております。

職員意識・資質の面では、システム導入に伴い、職員はシステムについての知識も必要となってくることから、本来の業務内容に対する知識がどうしても低下してしまう場合もあると考えられます。

また、職場環境の面では、業務が専門化する中、職員同士のコミュニケーションが不足することから、情報の共有が図れず、業務を進める上での注意すべき点などの共通認識が薄れ、それが結果としてミスを発生させてしまうと考えられます。

私の認識といたしましては、職員諸君は大変業務に精励していただいております。組織としての全体の中で、エアポケットのような状況が生じて、そこにこうした問題が生じていると考えております。

さて、今後の対応策についてですけれども、ケアレスミスにつきましてはそれぞれの職員の経験としては口頭で伝わることが多いわけでありまして、引き継ぎ事項として文面に残されていないことがほとんどの場合であると思われまして、こういうことではなかなか共有が進みませんので、見えるような形にしてこそ、若い職員にも注意すべき事項が伝わるということになると思います。

そこで、窓口対応などの接遇のあり方なども含め、誰でも見えるような形にするよう、現在総務課長のほうへ指示を差し上げて、私のほうで動いてもらっているところであります。

また、専用システムにつきまして、それぞれの職員が自分で体験したミスあるいはひやりとした経験、操作のあり方などを事例に加えた「使える業務マニュアル」というものを作成して、それを各係の共通認識として、ミスの防止に努めていきたいと考えております。

また、公務員倫理の徹底や危機管理能力の向上、専門知識の習得につながる研修には、積極的に職員を参加させて、資質の向上に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今のお答えに関しまして、再質問と意見という部分で、3点ほど申し上げたいと思います。

今回は保育料ということで、過少に評価されたということですが、対象となる件数も限られています。ただ、いろいろな役場の業務で考えますと、窓口対応するような部署も含めて、人が接することの業務には、あるいは人と人との関係で進む業務には、必ず間違いがつきものであるということは当然認識されていると思いますが、特に大規模な人事異動とか大きな事業が進んでいる場合、業務の集中といったような場面では必ずトラブルがつきものだろうと、そういうふう想定した業務運営が必要じゃないかというふうに思います。

当町の例では、以前の役場庁舎の移転、それに伴う部署の統廃合、この前後に幾つかの業務のミスというようなものがございました。

本年度の場合には、部署の改編、大規模な人事異動というようなものがありました。こういったものがそれに当たると思われますので、こういった場面での対策というか、意識の向上を図っていただきたいなというふうに思います。

対策としては、ただいま回答いただいたことはもちろんですけれども、職員管理の立場から見た業務の集中の度合いとか進捗状況の把握にまず努めていただいて、その上で問題点をご回答いただいたように共有すると。共有するは当然なんですけれども、職員の方も異動がございました。ですから、共有することは大変重要ですが、これに対してさらに改善提案を広く職員に募るとするのは、むしろ意識改革、あるいは業務の効率化という面でとても大事ではないかと思えます。

そしてさらに、それらを含めたミスが起りにくい仕組みづくりというものに努めていただきたい。これについて、ご意見をお伺いしたいというのが1点です。

次に、またこうした問題点、ミスの広報の方法についてですが、今回は数が限定的であるので、町の広報によるお知らせという形にしたということですが、これまでの私の知る範囲の中での町のこうしたミスへの対応という中では、どちらかといいますと、マスコミへの発表、これは新聞が主ですけれども、これを主として、町内、町民に対する広報、情報公開が後回し、あるいはなおざりにされてきたというような場面を多く見ております。

こうした役場の業務は町民対象でございますから、まずは町民の方々に状況をお知らせして、ご理解いただくというのを優先していただけるような形が最も重要ではないかというふ

うに思います。

これにつきましては、情報公開という面も十分に考慮した上で、広報の掲載に偏ることなく、臨時でもいいと思いますので、区長回覧などでより多く皆さんに知っていただくようにしていただくと。それをもって、町民への丁寧な説明に努めるべきではないかなというふうに思います。この点について、お伺いしたいと思います。

以前の広報の仕方の欠点は、マスコミ対応で情報を公開することによって、いかにも公正に情報公開をしているかのようなそぶり、実際のところ、新聞をとっていらっしやらない方もたくさんいらっしやるわけですから、住民の方に十分情報が知らされていないというようなケースが多々あったかと思われまますので、その点についてお伺いしたいわけです。

3つ目としては、これは意見提案になりますけれども、先ほど申し上げたように、職員全般から、場合によっては町民の方からも改善提案を広く募るとするのは、とても大事なのではないかなと思います。

そして、もう一つとしましては、有効な提案に対して、これまでであったような形とはちょっと違う、新たな報奨制度というようなものを設けてもいいのではないかなというふうに思います。

それとあわせて、こうした問題に関する情報公開のあり方について、これも広く意見を求めて、どうあるべきかということを検討してほしいという点です。

もう一度申し上げますと、1点目として状況の把握と提案。それに関連する、あるいはそれを含めた仕組みづくりのこと。2点目としては、広報のあり方について。3点目としては、意見提案を申し上げましたが、それらについてお考えをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 業務の進捗状況を把握し、共有して、全体としてこういう事態が起きないように努力をするということに、私は全く異論ございません。改善提案を広く募るというのも、必要なことだと思います。

実際、私も、庁舎内で多くの職員の諸君からさまざまな意見をいただきながら、改善を図っていく道を歩んでいるところであります。

先般、別のところで少々ご紹介申し上げたかと存じますが、例えばこれは住民課長のほうから提案いただいたものでありますけれども、それぞれのある範疇が幾つかございます。そ

の範疇の中から、1つずつ事例を引っ張り出して、そしてその基準に基づいて手計算をして、果たしてその金額が、きちっとした機械で計算したものと一致するかどうか確認すると。

こうしますと、さまざまな段階の、例えばお金をいただく方の計算が正しいかどうか、これが検証されるのではないか。こういった提案は、私どもの中で自由に出していただいて、これを共有していくということで進めておりますので、さらに引き続いてそれを進めていきたいと思っております。

それから、町のミスへの対応ですが、町民の皆様はどうやってお知らせするかということでもあります。私どもは、区長回覧にお載せするというのは、やはりある程度の皆様に、どうしても知っていただきたいというものを中心に考えております。

この保育料算定のミスというのは、関係される方が非常に少ないということがあります。決してこれを隠すということではありませんが、わざわざ独立の紙をつくって区長回覧で皆様に知らせするというところまでの緊急性、重要性、重大性はないと私は判断いたしました。

そこで、町の皆様への公開といたしましては、ホームページに登載をさせていただきました。そして、またマスコミへの記者会見を開きまして、周到な説明をして報道に委ねたわけでございます。そして、さらに6月号になりますけれども、広報にこの事実を記しまして、私どものおおびと再発防止に努める決意を種々させていただいております。

一月おくれにはなりますけれども、きちんと町の皆様にはお知らせ申し上げていると、私はこの案件については、そうした判断で進ませていただきました。

先ほどの答弁でもございましたけれども、より重要なものがございました場合には、可及的速やかに区長回覧その他の手段で、皆様に周知徹底を図らせていただくというふうにさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 意見提案のほうに関しては、特に町長のほうからは何らかの感想はございますでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 少々、庁舎内で意見懇談をいたしました。

現在のところでは、少額のご褒美を差し上げるというのも、何かいま一つなのではないか

という意見もありまして、少し検討をさせていただければというふうに思っております。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

そうしましたらば、情報公開のあり方につきましても、この次の質問等にも関連しますが、十分検討していただきたいと思えます。

2番目としまして、まちづくり会社、株式会社リアライズによるリノベーションの進め方、手法に関する問題点についてお伺いたします。

これも3点ございますが、順番に申し上げます。

このリノベーション、町なかの空き店舗の再活用ということですが、これには個人宅に対して多額の税金が投入されるという形で、現状のような進め方で行われております。

国からのものであると、町の直接の税金ではないといいながら約2,000万円の金額と、その他はまちづくり会社からの出資による進め方ということになってはいますが、これに対してかなり、多くの町民の皆様から、一体これは何をやっているんだと。どうしてそんなやり方なんだということも含めまして、疑問の声が上がっているということは、町のほうにも問い合わせがあるということでご承知だと思います。

税金の徴収に関しては、税の公平性ということで均等に徴収されるわけですけれども、この税を再配分するという部分で、公正な進め方なのかどうなのかという意味合いで、そういう声が上がってきているというふうに考えられます。

このような手法で今回進めていった場合に、こうした住民からの声が当然出るだろうということは、あらかじめわかっていたのではないかなというふうに、常識的な町民目線で考えればそういうふうに思うわけですけれども、そうしたことを想定した中で、行政サイドである町としては、そうした問題を避けるような適切な指導をまちづくり会社にした上で、事業を進めるべきであったというふうに思うわけですけれども、それをしなかったのはどうしてなのかと。

事業の経過そのものを含めて、説明をお願いしたいと思います。

2つ目としましては、こうした町の主導のもとの事業の進め方に対しまして、町民の皆様が不審な感情を抱いているということ、どうも進め方自体を見ていると感じていなかったように思えますが、この事業は町の活性化と商店街を元気にするというを目的としているものでありますから、町内の皆様が互いに協力し合える、町民の皆様から事業への信頼や支援の声、協力というものがなければ、今後の進展、広がりというのが難しいものとなって

くる、おぼつかないものじゃないかなというふうに思います。

これにつきまして、町長としまして、町民の皆さんが現在のようにマイナスの意識を持って捉えているという点を、今後どうやってカバーしていくというふうに考えているのかということについてお伺いしたいと思います。

また、3つ目としまして、株式会社リアライズによる今後のリノベーション等の事業展開について、町がどのようにかかわって進めていく考えなのか。これらについてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を願ひます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 藤乗議員のご質問にお答えします。

国は、人口減少と地域経済の縮小という課題に対し、東京一極集中の是正、出生率の改善、地域の特性に即した地域課題の解決を図るということを目的に、平成26年度に地方創生を打ち出しました。

一宮町の地方創生は5つの柱を基本として、地方創生総合戦略を計画しました。そのうちの 하나가都市軸の整備であります。

国道128号沿いの商業地域と、県道30号線沿いの観光が盛んな地域の双方の特色を生かし、町全体を活性化するため中心となるJR上総一ノ宮駅周辺を中心に、都市軸の整備を図るということでもあります。そのための課題の一つに、商店街の空き店舗の増加があります。

地方創生の総合戦略では、空き店舗を生まれ変わらせ、商店街の活性化を図る。空き店舗を生まれ変わらせる目標件数は、平成31年まで5件と定め、今年度まず、すずみねから始めたところです。

今回のすずみねを説明しますと、峰島さんと鈴木さんの空き家を借り受け、国から100%の交付金で改修し、新しい店主、また事業主を探し、貸すという形で、国から地方創生加速化交付金事業の採択を受け、実行したものです。

こういった事業は国で推進しており、商店街を再生させる中心市街地活性化事業などの補助事業が国にあります。内容については、空き家商店を調査し、再生計画をつくり、改修するというもので、内容は同じであります。

町では、この地方創生事業で空き家商店を一軒でも再生して、商店街を活性化させたいと考えて、この事業を提案しました。

商工会の皆様への説明や、商店街一軒一軒を回り、ご意見を伺いながら進めてまいりまし

たが、商店街エリアを盛り上げてくれることはよいことだと本事業へ賛同していただく声も多く頂戴しております。

議会にも、平成27年4回、平成28年7回、平成29年3回と、議会全体会議と称し、説明し、事業申請をしてよろしいか相談を逐次してきました。

その際、空き店舗の改修計画については、議員の皆様賛成のようで、余り意見はありませんでした。空き店舗改修は、まず10年間貸してもらるところから始めますが、人の財産のことですので、承諾を得るまでは相当の期間を要し、鈴木さん、峰島さんに決定されるまで時間もかかりました。

今後は、空き店舗改修を、一宮リアライズ独自で進めていただければと考えています。もちろん、地元不動産屋さんで進めていただくことも大賛成ですが、地元不動産屋さん話を聞くと、なかなかそれは難しいようでございます。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗一由議員のご質問にお答えをいたします。

これは、国の新しい方針であると私は認識しております。従来行政の公金の使い方というのは、公平性が何よりの大事な原理だとされておりました。均霑と、ひとしく潤うということが原則でありました。

これに対しまして、近年国は全く新しい原理を導入してきていると。それがこの地方創生の中にも顕著に反映されていると考えております。

それは、選択と集中ということで、プライベートの回路もいとわず、これが効果的とみた場合、公金を投入することで、劣化しつつある社会全体を再度活性化していく、そういった形であります。

この形は、全く従来の公共にはなかった形で、ただいま藤乗議員からおっしゃっていただいたご疑念は、至極当然のことです。私も、行政の責任者として共通の感覚を持っておりますけれども、しかし、国の新しいこの戦略につきましても、私はそれは一定の合理性がある、相当に合理性のあるものだというふうに認識をしておりますので、手続その他の面において、本質的な瑕疵がない形で、選択と集中で、プライベートの回路に公金を投入することにゴーサインを出したものであります。

そして②、③でございませけれども、まず現在、町民の皆様の中にご疑念を抱いていらっしゃる方がいらっしゃるということを、今後どのようにカバーしていくかということになります。

今、申し上げたこととも重なるのでありますけれども、内閣府ではこういった中心市街地活性化事業というのもまたこの一方で進めておりまして、今回地方創生事業で行ったのによく似た内容のものを、一方でも行っております。空き店舗を調査して、再生計画をつくり、改修するというのであります。これも同じ原理に基づいて遂行するものであります。

こうしたことがなかなか行われないと、既存の劣化しつつある地域というものを再度元気にするのが難しいという現実があるかと思えます。これから、この問題について、皆様とまたお話をさせていただければというふうに考えております。

私どもとしては、一宮町を活性化させるためにこの事業をいたしております。皆様のご理解とご協力をお願いいたしたく存ずる次第であります。

さて、3つ目、今後のリアライズの事業展開に、町はどのようにかかわっていく考えかというのであります。

これは、私どもといたしましては、平成27年10月に作成した総合戦略の中で、官民連携でまちづくり会社をつくって、地域課題解決に向けて事業を行っていくと。そして、新規事業や雇用を促進するというふうにならっております。

私どもといたしましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略といったものをつくってまいりましたので、この戦略に沿って事業を進めていきたいと。

そういうことで、まちづくり会社とともにこうした事業を今後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ただいまのご回答の中で、ちょっと回答いただいていない部分についてお聞きしたいんですが、私のほうからは、最初の質問の中に、少なからぬ町民の、数多くの方から疑問の声が上がっておりますということで申し上げまして、それを避けるような適切な指導のもとに事業を進めさせるということをしなかったのはどうしてなのかということもお伺いしたんですけれども、それについてはお答えいただいていないんですけれども。

実際に市街地の活性化という事業を進めているところでは、再開発も含めてですけれども、先ほど町長もおっしゃったような形で、後の例でおっしゃっているようなものにつきましては、例えば我々も議会で一昨年金沢市を視察してまいりましたが、中心市街地、旧城下町の

中心部が大変過疎化していると。これに対して、エリアを区切って、増改築の場合には一定額、上限を設けて補助しますと。それについて、環境面で景観の面で、一定の条件を整えるというようなことも含めて、条例に定めて進めていると。

そういうような町が、あるいは市がたくさんあるわけですがけれども、この場合には一定の条例を設けて広報をした上で、住民の方に広く知っていただいた上で、手を挙げていただいて、それで補助をするという形ですので、確かに個人に税金を注入するということではありませんけれども、広報が一定のルールに基づいてされているので、それなりの公平性は保てるというふうになっていると思いますが、この場合にはそうしたことが町民全体に、町内全体に周知されていないというようなことが、大きな原因であると思います。

多額の税金が個人の資産となるように投入されることに対して、先ほど言ったように不公平じゃないかと、おかしいという意味の声が上がるということを、これで見えていきますと、これまでの経過の中で、町長が先ほどもお話しされたようなところはあるとは申しながらも、どうも想定していなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

あるいは、想定があったけれども気づかない、あるいは気づかないふりをしていると。そのどちらかではないかとしか、私には思えないんですけれども、そのどちらなのでしょうかと、いうところを、ある程度はつきりしていただきたいんですね。

それと、皆さんということで、2つ目の中におっしゃいましたけれども、町民の皆さんと、町民全般というふうに捉えていいのか、町の商店街の皆さんというふうに捉えていいのか、ごく一部の対象になる空き店舗の持ち主の皆さんというふうに捉えていいのかというふうに、そこのところをちょっと確認させていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 今回の事業につきましては、まちづくり会社に委託して、必ず収益を上げるという任務を帯びたものとしてこれを委託したものであります。

この際、公平性という形で、例えば想定される形であります。町中に声をかけて、改修をしてそういうふうに参加したい方、いらっしゃいますかというふうに、お宅の家作を対象としてほしい方、いらっしゃいますかということ募ってという形、これはまちづくり会社のほうとしては、全く考えていなかったわけでありまして。

むしろ、エリアも限定されておりまして、その中で空き店舗ということでもありますので、有限戸数しかない。そのエリア、そして対象、非常に限定されている中で、個々のオーナーさんとじっくり話をしながら、全体の状況の中で人の動きなども勘案しながら、確実に収益

が上がり、オーナーとまちづくり会社で合意がとれ、そして採算の見通しが立つものでなければ事業化できないということです。ここにおいては、残念ながらそうした公平性の確保というものを形式的に担保するということは、私ども考えておりませんでした。

むしろ、まちづくり会社のほうでしらみつぶしに各店舗を回り、空き店舗のオーナーの方と協議をして、事業として成り立っていくものを小まめに、丹念に探すというところ、そして個々別的な状況の中で、成約まで持っていくというその事業の困難さに対して、私どもはそれを遂行していただくところに信頼をいただいたわけであります。

おっしゃるところは理解、私も当初よりそれは理解しておりましたけれども、この事業の特殊な性質に鑑みて、こうした形でお進めいただいたということであります。それが一つであります。

もう一つ、誰なのかということでもありますけれども、こうした国の新しい戦略、そうした中での事業、こういったものは必ず、私はご理解いただける方、またご理解いただけない方、さまざまいらっしゃると思います。いずれにしても、ご関心をお持ちの方々とは情報を共有し、認識を共有する努力をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 藤乗議員、すみません。

再質問なのか、答弁に対する質問なのかを。

○7番（藤乗一由君） 今のは、最初の質問に対する確認なんです。回答がなかった部分に対しての確認なんですけれども。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 申しわけありません、時間、すみません。

そうしましたらば、ただいまのお答えに質問させていただきたいんですけれども、今のお話でいきますと、ある程度想定される部分ではあったけれども、まちづくり会社に全て委託している部分であるので、そちらに任せた中で事業を進めるような形であったというように私は解釈したわけなんですけれども。

今後、リノベーションに関してはまちづくり会社でというような進め方だというふうにお聞きしているつもりですけれども、まちづくり会社とともに進めていきたいという部分ですが、具体的にどのような内容で進めていくのかということ。

つまり、今回すみねについては約2,000万円の税金の投入がありましたが、今後地方創

生の国の原資として、それが入ってくるという見通しが恐らくないというような状況だと思われませんが、今後31年までに5件のリノベーションを目標としているということですが、具体的に今後、同様な形で同じように資金供与をしながら、リノベーションしていくものなのか、できるものなのか、できないものなのか。あるいは、その改修に関して、その資金を提供するような、まちづくり会社からですね、資金を注入していくような、中身がどの程度になるのか。

要するに、かなり減額されるのかどうなのかという進め方です。そういったことについて、今後の見通し、はっきりとしたところがないようでしたら、ある程度の幅を持ってお教えいただきたいんですけども。これが1つ目です。

それを進める中で、町民の皆さんから、またさらにどのような反応がありそうだなというような、要するに私としてはこれまでの不公平感というか、不満というか、疑問というものを解消しながらでなければ、それはお店がもしできたとしても、町民の皆さんから本当の意味で協力されると、温かく見守って、協力していくという形にはなれないんじゃないかということ非常に危惧しているわけですけども、そこら辺のところも含めて、理解を得ていくという面で、どんなふうに対応があって、それをどうやっていきたいのかというところを、ご回答できるような範囲で、今の時点で、お教えてください。

○議長（吉野繁徳君） 小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） ちょっと質問に答える前に、先ほどの藤乗議員の質問で町長の考えは回答したところなんですけれども、実は私どもというか、私の企画課のほうでは、空き店舗再生ということが地方創生でうたっているんです。

この空き店舗再生を行うにはということの中では、最近ようやく出てきた中では、非常に少ない事業なんですけれども、従来の役所的では公募等で行いますけれども、空き店舗ということになりますと、当然そこに住んでいない方。あるいは、住んでいても奥に住んでいる方。いろんなパターンがあるんですけども、それを公募という形で、これはあくまでも各個人の財産ですので、今までの例からいくと、一軒一軒空き家を調べて回って、いろいろ話をして、何回も行って、ようやくコミュニケーションをとって、その空き店舗の方と、このお店を貸していただけますかという形で進めてきました。

ですから、当初から公募という考えはありましたけれども、それは違うだろうという形で進めてきたのが実態でございます。

実際問題、地方創生での国との協議の中でも、どういう形で進めるかということについて

は、今言ったような形で進めるということで、一応町長が先ほど言いましたように、一軒一軒回って、何回も行って、それで今回の形になったと。

今後もそういう形を進めていきたいと思うんですけども、そこら辺が、先ほどの確認です。

ですから、一部の人、例えば住んでいる人が連絡が来なかったとか、そういったことについては、私どもの担当課としては想定はしていなかったと。あくまでも住んでいない空き店舗について声をかけていきましたもので、空き店舗じゃないところなどについてから話が来るというのは想定していなかったというのは、確認でお話しさせてもらいたいと思います。

今の再質問の関係ですけれども、商店街の空き店舗再生については、今後は地方創生での交付金申請は現在考えておらず、リアライズ独自で行ってもらう予定です。町は、リアライズに増資も行わない約束ですので、リアライズ単独となります。

現在、空き店舗改修の要望が何件か来ております。リアライズは10年間をめどとして、採算性を考えての空き店舗改修となります。

例えば、ビルとかそういったものになると耐震診断も必要になりますもので、そういったものについては、じゃどちらかがやるかとか、そういったことも話し合いながら、当然採算性を考えて改修となります。

また、先ほど言った町民目線ということなんですけれども、各家の財産関係となりますので、今話したように、公募等ではなく、余り大っぴらにはできないけれども、なおかつそういった町民の目線があるということを十分考慮して進めていきたいというふうに思います。

しかし、進めていくためには、現在でき上がりましたすずみねの成功なくしてはあり得ないことですので、まず早目に借り手を探して、あそこにできるだけ早く人に借りてもらって、そこから始めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上、答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 了解いたしました。

そうしましたら、今後の展開につきましては、随時町としても状況、あるいは要するにお金の使い方です、こういった部分もできるだけ詳しく公開していただけるように。

要するに皆さんに知っていただいて、こういうやり方、ルールとまではいかないまでも、そういったことの進め方の考え方でやっていますということ、仮にもこれまで多額の税金

も投入されておりますし、町からの出資金もあるまちづくり会社ということですので、情報公開という部分をきちんと進めていただきたいと思います。

3つ目ですが、広報いちのみや5月号に掲載されました一宮どろんこ保育園の記事に関して、お伺いします。

2点ですけれども、この記事の広報への掲載を適切と考えているのでしょうか。

また、内容について、具体的に何を目的として、いつ、誰に対して、どのように確認した情報をもとに、これを掲載したのかという点について、説明を求めます。

2つ目としまして、広報の掲載内容について、誤りがあった場合には、町としての責任と謝罪というようなことが求められるケースも想定されるというふうに思うんですけれども、これについて町長としてはどのように考え、対応するつもりであるのかという点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願ひします。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの2点のうちの1点目をお答えいたします。

広報いちのみや5月号記載の一宮どろんこ保育園に関する記事が適切であったかのご質問でございますが、町では一宮町保育所整備基本計画に基づいた施設整備の状況を、随時広報に特集ページを組んでお知らせをしております。

この4月に一宮どろんこ保育園が開園しましたので、そのお知らせを予定しておりましたが、残念なことに、3月下旬に法人が別に経営する施設において不正を行った等の記事がインターネット等に配信されたため、町と議会で法人に事情聴取を行った内容と町の対応についてあわせて掲載いたしました。

5月号記載の記事は、一宮町保育所整備基本計画の進捗状況と、社会福祉法人どろんこ会の報道を受けての町の対応について、町民の皆様にお知らせをしたものでございますので、適切と考えております。

1点目につきましては以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 2点目、仮に広報の掲載内容に対して誤りがあった場合は、責任と謝罪を求められるケースが想定される。これについてどう考えるかということでありませうけれども、先ほど申し上げましたとおり、これは町が法人に聞き取りをした内容を掲載したもの

であります。そこで、この部分に関し、町の責任と謝罪が発生するとは考えておりません。

事実関係を私どものほうで、報道機関に問い合わせをして、また関係者に聞き取りをして確定するということまで、私どもは捜査機関ではないので必要があるとは考えなかったわけであります。

重要なのは、保護者の皆様が安心して一宮どろんこ保育園を利用していただくということにあります。そのためには、報道されたような不正や事故を起こさせない、そういうふうに町が努力することが第一義だと考えまして、広報でそうした決意をお知らせしたかったものであります。

以上であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） それでは、今のお答えに対して再度お聞きしたいんですけども、2点目について、実は私の意図としましては、町のどろんこ保育園の安全・安心な保育と運営といったようなこととはちょっと問題が離れた部分にございます。

広報5月号の3ページには、これですね、皆さんご存じだと思いますが、社会福祉法人どろんこ会に関する一連の報道及び一宮町の対応ということで、この法人の聞き取りをした説明が掲載されております。

それで、一つ、例として、悪天候での本部からの戸外活動の強要ということについては、事実ではない。報復人事や偽装工作で認可開園をしたということについては、事実ではない。その他の内容について掲載されているんですけども、先ほど町長もおっしゃったように、これについては報道機関あるいはライター、テレビ等に確認されたものではないということです。仮にこの情報自体の、どろんこ会のほうで申し述べていることに事実関係にそごがあった場合、例えば訴訟などの過程の中で、事実ではないということ自体が間違いであったことが明白になったというような場合に、町は安易に確認もとらずにこういう記事を載せていいのかという、記事そのものに対する、あるいは情報を提供する立場としての町に対する信頼性という意味で、おかしいのではないかというような批判が来る可能性がありますということを申し上げたかったんです。

私も、議会だよりの編集長という立場で、場合によって、内容についてどういうふうを受けとめられるのかということを考えながら、記載の仕方を考えていく場面もございますので、これは町のどろんこ保育園の運営とは全く別の視点で、町が責任を持ってお知らせをする広

報機関の媒体として、信頼の置けるものですかという疑問を抱かれてはいけないのではないかなと、そういう視点でも誌面をつくっていただかないと、大変ぐあいの悪い場面も起こってしまう可能性があるというふうに考えましたので、この質問をさせていただいたわけなんです。

そうした意識を持つべきだというふうに考えているんですけども、そういったことに対してのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を願います。

渡邊秘書広報課長。

○秘書広報課長（渡邊高明君） 藤乗議員の広報に関するただいまの再質問にお答えします。

広報紙に掲載する内容につきましては、各課から選任されました情報担当者により、会議を毎回開催しております。これは、議会だよりのほうの編集委員会でもそうだと思いますが。

その段階で、細心の注意を払って内容は確認しておりますが、ただいまそういった再質問がありましたので、そういった懸念を抱かれる要素があったとすれば、今まで以上に注意を払ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 注意していただくということが、それぞれの記事をつくる担当課においても、そういったことも念頭に入れた上でしていただきたいということと、例えばこれにつきましては、どろんこ会の聞き取りの内容をもとに書いてあるということだけを記載するだけでも、全く違う印象になるわけです。

しかも、例えば現在確認中ですということを添えて、東洋経済のオンラインなりテレビ局、あるいはライターなりに直接メールなり、あるいは電話のやりとりでも結構ですし、ファクスでも結構なんですけれども確認をしておくということで、情報だけは別途に集めておくだけでも、全く信頼性が違ってくるはずですので、そういった配慮という部分も重要なのではないかなと思います。

その辺のところは、視点を変えて、目線を変えてということで、見る側の立場、いろんな立場がございますから、その辺のところをよく考えて。というのは、先ほどのリノベーションでの町民からの批判的な目線もありますということも当然、同様のことでありますし、保育料の問題につきましても、広報の仕方によってはいろいろな見方があることも、かなり近い部分があると思うんです。

そうした見方を変えたというようなところもちゃんと幅を持って、進めていただきたいと思えます。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） いいですね。

以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

私の質問は、大きく分けて2つありますので、一つずつ区切って質問いたします。

○議長（吉野繁徳君） はい、どうぞ。

○1番（藤井幸恵君） 1、一宮どろんこ保育園について。

一宮保育所の移設民営化に伴い、現在は社会福祉法人どろんこ会により一宮どろんこ保育園の運営がなされ、2カ月が過ぎました。

そこで、以下のことを伺います。

①給食について。食材及び食材の納入業者はどのようにされているのか。

②一宮町立一宮保育所の民営化に伴う運営に関する協定書第4条(5)及び(7)が遵守されているか。

③一宮どろんこ保育園の職員の就労状況について。4月、5月の残業時間や休日出勤、振りかえ休みがきちんと取得できているかなど。

④町は園の運営を監督指導していく立場にある。三者協議会での取り決めや協定書の定める事柄が履行されているかどうかのチェックは厳しくお願いしたいが、今後どのように一宮どろんこ保育園の運営にかかわり指導していくのか。

以上4点、答弁お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁をお願いします。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。

4点ございまして、まず1点目でございますが、どろんこ保育園の食材及び食材の納入業者はとのご質問です。

昨年9月の三者協議会において、町長から地産地消および地元業者での調達について、配慮をお願いしています。その後、法人から地元食材を使うとの発言がありました。開園間もないことから、給食食材卸業者から一括仕入れとなっているのがただいまの現状でございます。

ですが、町内業者からの仕入れについて、まずは一事業者と7月仕入れに向け、話を進めているとのことで、順次業者をふやしていく計画とのことです。今年度4月の三者協議会でも依頼をしており、引き続き地元食材の納入について求めてまいります。なお、地元産米、お米でございますが、使用については現在JAと協議中とのことでございます。

続きまして、2点目でございます。

運営に関する協定書の第4条(5)、これは保育・教育の継承、及び(7)移管前の年間行事を継承する、このことが守られているかのご質問でございますが、まずは移管前の年間行事につきましては、この4月、5月を終えて、開催時期のずれはあるものの、ほぼ守られているといいと思います。基本的には、移管前の行事は継承することは可能ということで協議してまいりましたので、今後も継承していただくよう、町といたしましても協力してまいりますし、変更する場合は三者協議会での合意を経て実施していただきます。

次に、保育・教育の継承につきましては、「保護者に対し、保育内容の説明や保育の報告などを積極的に行い、意思の疎通を図ること」と規定した部分におきまして、一部園の説明不足により、保護者の皆様の戸惑いが発生しています。

一宮どろんこ保育園が開園して2カ月、社会福祉法人どろんこ会は大変大きな組織で確立した運営方針があり、日々の保育等についてこれまで協議してきた一宮保育所での保育内容と行き違いが生じているのも事実ですし、残念ながら法人の中で三者協議会の協議内容が共有されていなかった部分もございます。

協定書には「保護者の意見・要望等を取り入れながら継承し、変更するときは三者協議会で協議する」とありますので、三者協議会の中で一つ一つ解決するよう、今後も協力してまいります。

一方、一宮どろんこ保育園では独自の保育方針により、例えば月1回の遠足の際、弁当や飲み物は園で用意したり、土曜保育の給食提供など、働く保護者の負担軽減のため向上した保育サービスもございます。限られた運営費の中で情報発信に努め、地域に開かれたサービスを展開している姿勢に、町としても一定の評価をしているところでございます。

一宮保育所から移られた児童、保護者の皆様には戸惑うことがまだまだ多いとは思いますが

が、ご不安を極力減らすことができるよう協力してまいります。

続きまして、3点目でございます。

4月、5月のどろんこ園での職員の残業時間や休日出勤、振りかえ休みが取得できているかのご質問でございますが、社会福祉法人どろんこ会は児童の登園や退園の管理のほか、保育士の勤務管理もアプリで行っております。

残業については、理由を付して保育士本人が申請し、園長が承認、その状況は全て法人本部も共有しており、残業手当に反映される仕組みとなっております。また、休日出勤やその振りかえにつきましては、月ごとに労働日数と休日が定められており、こちらもしっかりと守られて環境ができております。

しかし、実際は保育士の個人差により、日中の処理が時間外にずれ込むことはあるとのこと。その際は、園長が一人一人勤務状況を毎日チェックしている中で、残務整理の状況を確認し、その状況が長く続く場合は対策を講ずるようになります。

法人本部でも情報を共有していることから、残業申請と実際の勤務との差異が大きい場合は、指導があるということを確認しております。

4月はどの保育所も同様ですが、児童自体が新しい環境になれていないことに加え、開園間もなく職員の綿密な意思疎通が図れていない状況にあったため、職員に負荷がかかっておりました。そのため、園では5月から順次事務職員1名、給食調理員1名、用務員2名を新たに採用し、負担軽減に努めています。

続きまして、4点目でございます。

今後、どのように一宮どろんこ保育園の運営にかかわり、指導していくのかということですが、一宮保育所の移管に当たり保護者、事業者、町で組織しました三者協議会でこれまで協議してまいりましたが、今年度から三者協議会の会長に町長が就任し、これまで同様三者で協議を重ね、一日も早く一宮町のどろんこ保育園として根づくよう、協力してまいります。また、定期的実施する指導監査で運営等の状況についても確認をしてまいります。

なお、一宮どろんこ保育園には、ことし5月末に千葉県による特別監査がありました。町も同行いたしました。これは、保育園の認可認定の審査基準に基づき、施設や運営の状況を監査するもので、施設に関して3点、運営に関し1点、指摘がございました。

施設は、医務室へのカーテンを設置すること。保育室内に可動式の棚が多いため、保育必要面積の確保に考慮すること。生活リズムが異なるため、1歳児の部屋の仕切りは天井まで

設置することについて指摘がありました。

運営面では、認定こども園のため、各担任を置き、学級編制をすることについて指導があり、町といたしましても、指摘がありました点については早期の対応を求めてまいりたいと考えております。

答弁については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。

再質問ではありませんが、発言よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○1 番（藤井幸恵君） 給食の食材や納入業者につきましては、積極的に県内、町内産や町内業者の利用をお願いいたします。

一宮保育所から移動した子供たちにとっては新しい保育環境となり、その戸惑いを少しでも和らげたいとの思いがありました。そのために顔見知りの先生、いつものお歌、体操、手遊びなど、なじみのあるルーティンの保育に身を置くことにより、安心を感じられるだろうとの意図から、そのことを協定書の第4条(5)及び(7)に盛り込んでいます。三者協議会でも何度となく議題となり、熱心に話し合われた部分です。

一宮どろんこ保育園には、保護者への丁寧な説明、意思の疎通を図り、良好な信頼関係づくりをお願いいたします。また、何よりも現場の先生方の考えや意見を尊重されるよう、強く望みます。

社会福祉法人どろんこ会においては、確立した保育理念があり、それ自体はとてすばらしいものですが、時として理想と現実のはざままで苦慮する場面も多いだろうと思います。そういった際、状況を正しく理解し、目の前の子供たちのことを一番に考えて、実際の保育に当たられるのは現場の先生方です。

その先生方が働きやすい職場環境に努めていただき、地域に親しみ、開かれた一宮町らしいどろんこ保育園にしていかなければなりません。

広々とした園庭や子供の自主性、主体性を育む豊かな体験、保育サービスの向上など、評価できる点も多く、これからの園運営に町内だけでなく、町外や、一宮町へ移住を考えている子育て世代からも大きな期待、関心が寄せられています。

以上のことを踏まえ、町長の行政報告の言葉にもありましたが、今後も町はしっかりと一

宮どろんこ保育園を監督指導していくよう要望して、この質問を終わります。

続きまして……。

○議長（吉野繁徳君） 続けてください。

○1番（藤井幸恵君） 2つ目の質問をいたします。

馬淵町長の公約の進捗状況について。

馬淵町長の就任から1年が過ぎました。選挙前にうたっていた公約について、何がどのくらい取り組めたのか、進捗状況を確認したいと思います。

そこで、以下のことを伺います。

①財源ができたなら、税収がふえれば、あれをやります、これもやりますのたれば公約ですが、自主財源をふやす見通し、手だてはついたのでしょうか。

②1年前、ご自身が住民の皆さんにお約束した数多くの事柄で、それぞれ何がどの程度取り組んでいるのか、いないのか。成果物なども含め、進捗状況を伺います。

③世界サーフィン保護区への取り組みは、公約ではなく提案とのことだったが、その後どうなりましたでしょうか。

以上3点、答弁をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、①でございますけれども、自主財源をふやす見通し、手だてはついたか否かということでございます。

自主財源をふやすためには、まず町の産業を強化しなくてはなりません。農業、商工業関連の経済活動の拡大のため、現在商店街の活性化、農業の活発化などに取り組んであります。

また、住民税を担っていただく移住者の方々の確保につきましても、先般千葉銀行の主催で行われました移住フェアに参加をしまして、一定の成果を上げてきたところでございます。

今後も、引き続いて自主的努力を行っていくべく、現在さまざまプランを考慮中であります。

事業者の本社移転、本町への本社移転につきましては、残念ながら成果を上げられておらないところであります。今後、有利な条件を設定させていただいて、企業オーナーの本社登記移転を促していく方法を考案していきたいと考えております。これが1点でございます。

2つ目、私が選挙前に住民の皆様さまにさまざまご提案した数多くの事柄、それぞれどれだけ取り組んでいるのか、いないのか、そういうことについて、進捗状況をご報告申し上げるよ
うにというご質問でございました。さまざまございますが、順不同で列挙させていただくこ
とをお許しくださいませ。

市街地の活性化につきましては、先ほど来議論にものぼってございました一宮リアライズの
活動もございまして、現在改修希望の古い商店も何軒かあると伺っております。経済活動の
再活発化が始まりつつあると感じているところであります。

駅前の観光案内所について、地方創生のプランとして国から半額補助を受けてこれから設
営工事に入るめどがついているところであります。これも、市街地活性化に寄与してもらえ
るものと思っております。

農業につきましては、昨年は災害対応に追われることが多かったわけでございます。台風、
大風ということで被害が出ました。その対応が多かったわけではあります、今後の農業増進
のために、より戦略的な施策を展開する必要があります。

現在、私が最も期待をいたしておりますのは、JA長生との連携による新規就農者の系統
的確保といったことでもあります。これは、現在JA長生のほうで枠組みを準備中であり
ます。今年度中に発足のところまでこぎつけられるものと考えております。

また、農家の方々の加工品、食品など大変おいしいものがございます。こういったものが
もっと販売しやすくなるような手だてを、現在講ずる準備中であり、作業をいたしてお
ります。

循環バスをご高齢の皆様から大変ご要望をいただきまして、考えました。

当初、町のほうで地方創生で用意していたものが、観光客の送迎を中心としたものでござ
いました。この機能に加えて、町民の皆様の外出ニーズをあわせたサービスを上乘せする形
で、夏と冬、1カ月と2週間運行させていただきましたが、一定の成果を上げられたと考
えております。高齢者の方々を中心に、継続と増進を強く求められているところであり
ます。

保育園の移転問題につきましては、熟慮の結果、これまでの案をできる限り望ましい形で
定位させる方針を定めまして、それに従って移転・民営化を具体化させていただいたと
ころであります。

学校教育についてであります。現在、アクティブ・ラーニング本格導入に向けて、学校教
育委員会を中心に検討協議を進めているところであります。

具体的には、ことし1月18日、昨年度であります、学習院大学の諏訪哲郎教授を初めと

する4名の方々に町へお越しいただき、教育委員、小中学校長並びに千葉県東上総教育事務所の方々に対して、アクティブ・ラーニングについて具体的な説明会を実施いたしましたわけでございます。

本年度につきましては、一宮町アクティブ・ラーニング推進協議会を設立しまして、年間計画を策定して、導入に向けて取り組んでいるところであります。

また、児童生徒への誘拐、連れ去りなどの危険が迫ることを防ぐために、現在GPS機能付きの発信機を貸与するプランを考案しまして、モニターによる試用段階でございます。この成果を踏まえて、今後導入を検討していきたいと考えております。

国際交流の機会をできるだけ増やしていきたいと考えまして、外務省の友人を通じて、小学校への外国人小学生の訪問受け入れを行いました。相互の生徒に大変良好な印象を差し上げた企画でございました。また、現在外国の修学旅行生のホームステイの受け入れを行うべく、準備中であります。

上総一ノ宮駅東口の開設につきましては、JRとの協議を継続し、ことし4月に議会でお認めいただきまして、基礎調査を行うこととなりました。これで、東口開設について必要な金額がはっきりと出てきますので、これは大変大きな前進であったと考えております。

長生グリーンラインについては、全ての機会を捉えて何度も、速やかな一宮までの延伸を希望、要望しております。県も徐々にその重要性を認識して、頻繁に言及がなされるようになってきております。現在、調査区間を実施区間に格上げしていただく、その要望をこれから強めていきたいと考えております。

地域交流施設、多世代交流施設や資料館、図書館の建設要望、これも強くいただいております。現在、旧一宮保育所建物の活用を念頭に、検討中であります。

オリンピックにつきまして、オリンピック組織委員会、千葉県とさまざまな観点から協議を重ねる中で、パートナーとしての相互信頼を得ることに成功いたしました。今後、この信頼を前提に、一宮町にとって最もよい結果となるよう、施設の設営を含め、引き続いて協議を行ってまいります。

また、町の内部におけるプロモーションのための協議会、そして一宮町といすみ市を含む広域の地域の協議会の設立に向けて、現在準備中であります。さらに、町民の皆様の広範な関与の形をつくっていただくため、99人委員会、また英会話教室などを始める予定であります。

これからの取り組みを進める上で、私は住民が主人公でいらっしゃるという原則を徹底し

てまいりたいと思います。現場や現状を踏まえて、それぞれの取り組みがよりよい効果を上げて、住民の皆様が満足していただけるものをつくり出していく、これが一番大事な目的であります。

その観点を常に堅持いたしまして、そこから方針、方法等、また変わる可能性も考えられます。しかし、私といたしましては、どこまでも誠実・公平で清廉な政治を進めてまいり所存でございますので、ご協力をどうぞお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 世界サーフィン保護区の関係でございます。

世界サーフィン保護区ですが、指定されても海関係者には何の問題もないはずでございますが、誤解を招いてもいけませんので、申請前に海関係団体のご理解を得て、その後申請をしていきたいと考えておりますが、海関係の団体のご理解を得ましたら、議員の皆様にご相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。

再質問を2ついたします。

1つ目、①について。千葉銀行主催の移住フェアに参加し、一定の成果を上げられたとのことですが、一定の成果とは何でしょうか。

2点目、③世界サーフィン保護区についてですが、やるのか、やらないのか。町長、端的にお答えください。

以上2点です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員の再質問にお答えを申し上げます。

千葉銀行主催の移住フェアに参加したときの一定の成果と申しましたのは、この移住フェアに参加して、私どもが知遇を得た方が、現在既に東浪見に移住をされたということが1件、ございます。

また、ここで面識を得ました大企業の地方創生部署の方が、現在サテライトオフィスを探

しておられるということで、すずみねのほうへ何度も連絡をとって、テナントを確保することについて協議を行ってくださっているということでもあります。

こうしたことが一つ成果として申し上げられるかと思います。

もう一つ、サーフィン保護区でありますけれども、海の関係の皆様の詳細をご紹介差し上げた上で、もしご賛成いただければ、私としてはやりたく存じます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 要望させてください。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○1 番（藤井幸恵君） 再質問への答弁、ありがとうございました。

税収がふえると、その分国からの交付金が減らされてしまうので、使えるお金をふやすということは大変難しいことです。

私も町長も移住者ですので、同じ気持ちなのではと思いますが、一宮に移住してきた理由は、何かのフェアをやっていたから、移住すると何か特典があるとか、そういったことではありません。

東京までの便のよさに加え、豊かな自然、伝統ある文化など、一宮そのものに大きな魅力を感じ、ここに住みたい、ここで子育てをしたい、子供たちのふるさとにしよう、そんな思いで移住してきたのではないのでしょうか。

各自治体の移住定住促進の競争は激しさが増していますが、一宮町においては、甘いあめをたくさんお金をかけて用意するといったやり方とは一線を画し、賢明な施策を要望いたします。

また、町長の公約実現には多額の財源を必要とします。自主財源がふえないのに公約を実現しようとするれば、その分何かを削るか、借金するか、貯金を切り崩すかしかありません。そのあたり、議会としても厳しくチェックをしていきますが、町長就任後真っ先に取り組んだのは、20%カットだった町長報酬をもとに戻すために、町民提案事業を廃止したこと。その馬淵町長の手腕に不安を感じます。

また、世界サーフィン保護区の件も、費用対効果のことを考えると、果たしてそれだけのメリットがあるといえるのでしょうか。

初のオリンピック開催地というだけでも大変大きなブランドイメージ、知名度の向上になっています。それを上回る効果が期待できるのか、幾らかかるのか、いつまでにやれるのか、

いまだに不透明でよくわかりません。

たれば公約でも構いませんが、町長の言葉には首長としての責任が生じます。言ったこととやったこととの整合性が問われます。それは、翻って私自身も議員として同じことが言えますが、言葉の重みを感じ、あえて自戒を込めて申し上げました。

住民の皆さんの行政不信、ひいては無関心を招くことのないよう、町長の公約実現に向けて全力で職務を全うさせていただきますよう要望して、この質問を終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で……。

町長。

○町長（馬淵昌也君） 一つだけ。

事実認定のところで、申し上げたく存じます。

20%の町長報酬のカットと、町民提案事業の原資の確保は、当初玉川町長がお始めになるときはそういった表現でなすっておられましたが、実際予算編成をしていくときは、全く連動したものではありませんでしたので、その点だけ、事実関係として申し上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） だそうです。

以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間30分経過いたします。ここで15分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時43分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） 9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、大きく分けて2問の質問ですが、1問ずつ行いますが、よろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） まず1問目ですが、株式会社一宮リアライズについて伺います。

平成28年8月25日に、第三セクター方式で設立された株式会社一宮リアライズについて伺いますが、①から⑦まであります。それを一括で質問いたします。

①筆頭株主・監査役馬淵昌也町長は、地方自治法第142条により、平成29年2月1日に監査役を辞任しました。現在、取締役員に町内在住者はいない状況であります。

私は、昨年の臨時議会で町内2名の出資者を参画するよう要望しました。理由は、この会社が事業を行う場合、不動産売買管理、建築工事、設計など全ての事業を町内業者育成の観点から、町外業者より多少高額でも、町内業者は所得税その他の税金を町に払うのですから、ぜひとも監査役を含めて町内からということで要望します。この会社の取締役の員数は3名以上と、現在ちょうど3名です。町長の見解を伺います。

②株式会社一宮リアライズの設立説明。昨年(1)から(4)までの内容で、リアライズの設立が行われました。

(1)は、専任で業務に専心できるスタッフの雇用を国の援助でできること。

それから、(2)旧市街地再生のための資金として、国から昨年度3,000万円の補助を受けられること。

(3)スタッフは、ほかの地域において衰退した旧市街地の再生、あるいは遊休不動産を活用した人の流れを創出といった点において、顕著な実績を持っていること。

(4)中心メンバーは、一宮周辺の出身か、一宮周辺に家を所有している者であることの説明で、(1)と(2)の質問ですが、毎年国の援助、補助を受けられるのか伺います。

③株式会社一宮リアライズの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期となっています。昨年、平成28年8月25日設立から、平成29年3月31日における貸借対照表及び決算報告書の提出を求めます。

④前期及び今期の取締役会議の回数とその内容について伺います。

⑤平成28年度事業内容の組織体制の整備で、商店街の空き店舗を活用して事務所を開設して、運営スタッフの雇用となっているが、すずみねの店舗のことをいっているのか伺います。

⑥すずみねの設計見積もり、入札決定までの経過を詳細に求めます。なお、追加工事の件は、当初よりわかっていたことだと思います。最初からその金額を含めて入札するのが規模的に普通かと思うが、説明を求めます。

⑦すずみねの地主、家は鈴木さんと峰島さん、それぞれの負担額を伺います。また、今後家賃収入などがあり、当然納税義務が発生します。一宮リアライズにも納税義務がありますが、その責任を三者とも果たしていただきたいと思いますが、伺います。

以上7点、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 鵜野澤議員のご質問にお答えします。

一宮町の1つ目でございます。

一宮町の地方創生は、5つの柱を基本として、地方創生総合戦略を計画しました。その核の一つが都市軸の整備であります。

先ほども話しましたが、国道128号沿いの商業地域と、県道30号線沿いの観光が盛んな地域の双方の特色を生かし、町全体を活性化するため中心となる上総一ノ宮駅周辺を中心に、都市軸の整備を図るということであります。

課題の一つに、商店街の空き店舗の増加があります。

地方創生の総合戦略では、空き店舗を生まれ変わらせ、商店街の活性化を図り、なおかつ移住者を募るといった目的としましたが、商店街の空き店舗改修は全国でも成功例は少なく、その要因は借り手を見つけられないということが大きな要因です。

そこで、一宮町は全国に大きなネットワークを持ち、商店街再生の成功例を持ち、一宮町に別荘を持つ東京のオープンエー社長である馬場正尊さんに依頼し、官民連携してまちづくり会社を設立し、地方創生事業を実施することで、国から承認をいただきました。

しかし、この会社は当面空き店舗を借りて改修し、家賃で利益を得るといった採算性のない事業を行います。すずみねも国から約2,000万円いただき着工しましたが、傷みがひどく、結果2,700万円の改修工事となりました。

そのため、当初、議員説明では町から増資しないこともあり、まちづくり会社が軌道に乗り、新たに増資を募る際に、地元企業も参画したらいかがですかとお話をさせていただきました。

監査役については、今回、町職員を出しますが、出資者については今後の増資を募る際にお願いいたします。取締役の人数については、その際に検討します。

また、今回のすずみねについては、4社に見積もりをもらい、そのうち3社は町内業者であります。まちづくり会社は利益を得て会社を存続させなければなりません。そのため、一番安価な会社に今回お願いしております。

②の質問でございますが、専任で業務に専心できるスタッフの雇用については、昨年

100%、29年度50%であり、現在平成30年度まで国の援助が受けられる予定です。市街地再生については、2年目以降については援助制度はありますが、申請する予定はありません。

③の決算書等がありますが、町も出資しておりますので、株主総会終了後公開する予定です。

取締役会議の関係、4番でございますが、前期3回、まず9月7日、臨時株主総会、合併契約書についてを議題としました。11月21日、取締役会は商店街リノベーション契約書について。2月11日の取締役会議につきましては、保育所リノベーション事業計画について話し合われました。そのほか、ミーティングは12回実施しております。

5番目の運営スタッフの雇用については、すずみねのことを言っているのではなく、町非常勤職員として、建築士等の専門知識を持つ人材を確保し、地方創生事業を計画、実施するということでございます。

6の質問でございますが、すずみねについては新築と違い、あけてみなければわからないため、設計書はありません。当初、峰島家具店を建設した一宮町の業者に見積もりをいただき、その内容をリアライズで検討し、予算額を出しました。指名見積業者は4社、そのうち町内業者は3社、茂原業者1社で、現場説明会を行い見積書を提出願いました。

1回目では、一宮町の業者1社辞退、3社での競争となりましたが、その金額は4,089万4,475円、3,564万円、3,000万円であり、落札額2,500万円には及びませんでした。再度、3社に見積もり依頼をしたところ、一宮町の業者もう1社が辞退しまして、残り2社は2,484万円、もう一社が2,404万2,155円でありまして、最安値の茂原市にあるリノベーション会社、株式会社ビームファクトリーが落札しました。

また、最終的には2,700万円となりましたが、峰島さん宅の柱、はり、基礎の躯体の腐朽が発覚し、追加工事となったもので、当初それはわかりませんでした。

7番目の質問でございますが、すずみねの鈴木さん、峰島さんの今回負担額はありません。また、納税義務ですが、固定資産税が鈴木さん、峰島さんに課税されます。また、株式会社一宮リアライズには法人税、所得税が発生します。そのために一宮町で会社を起こしてもらいました。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問を行います。

まず①と⑥は関連性がありますので、一緒に行います。

私は、全ての事業を、町内業者育成の観点から町外業者より多少高額でも町内業者に発注をとずっと言い続けております。

今回の入札結果は、茂原市は数多くある業者の中で、どのような経緯で株式会社ビームスファクトリーが選定され、落札したのか伺います。

次点は町の業者で、差額が約80万円でした。結果的に、追加工事約300万円を合わせて最終的には2,700万円になり、株式会社ビームスファクトリーの工事請負費が2,700万円、法人税などが茂原市に入るわけで、一宮町にはこの会社から何も入らないということになります。

株式会社一宮リアライズは、さきの答弁で、当面店舗を借りて改修し、家賃で利益を得るという採算性のない事業を行うと言っているが、会社は利益で存続させるという矛盾な答弁ですが、私は町に税収が入る方法がいいと思いますが、これについて伺います。

②と⑤についての再質問ですが、これは4点質問します。

1は、市街地再生は今回が最後で援助しないということですか。これは確認です。

2番目に、現在、株式会社一宮リアライズの事務所は役場内ですが、役場との念書（覚書）契約書等が必要と思いますが、この点について伺います。

3番目、町非常勤職員の人事管理、これは町と株式会社一宮リアライズ、それぞれに出勤簿、作業業務日報などがあるかどうかを伺います。

4番目、今後の新事務所の設置はどこにするのか伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁をお願いします。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） まず、再質問の中で、ビームスファクトリーが選定され、これはどのような業者かということでございますけれども、見積もりをとるときに、一宮3社、入れました。

その中で、あとの1社を近いところということで、ネットで調べた中で、茂原市にリノベーション専門の会社があるということで、入れたものでございます。オープンエーの馬場正尊社長とは、これまで仕事は一切一緒にはしておりません。

質問のほうでございますが、まちづくり会社は官民連携しての会社でありまして、町独自の会社ではありません。町以外に出資している会社が3社あり、一宮町を魅力ある町にした

いという思いを持った人がこのまちづくり会社に参加していますが、会社として成り立たせていくことが第一条件となります。

ですので、80万円高い業者を選ぶことはできませんでした。

1の質問でございますが、地方創生事業での空き店舗再生は現在考えていません。したがって、今後は株式会社一宮リアライズ独自で、空き店舗再生について取り組んでいただきたいと思っております。

2の、また事務所関係でございますけれども、株式会社一宮リアライズの事務所は5月1日付ですずみねに移動してございます。これは、登記のほう、終わっております。

3の関係ですが、非常勤職員の出勤簿は町にあります。その他の作業、業務日報はありません。町での仕事内容は、1級建築士の資格を生かして、地方創生事業の仕事ですね、計画、実施まで手伝ってもらっております。

4の、今後の新事務所の設置はどこにするのか伺いますということですがけれども、一宮リアライズの事務所は今後すずみねでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 了解しました。

それでは、次に2問目の質問に入らせていただきます。

一宮町のいじめ対策についてですが、全国的にも学校におけるいじめ問題が後を絶たず、大きな問題となっています。当町でも最近いじめがあったと聞きました。一宮町教育委員会は、学校の対応をサポートする、し切れない部分は教育長が気配り、思いやりを持って素早く対応することが必要であると思えます。

当町におけるいじめ対策はどのようになっているのか、教育長の見解を伺います。

○議長（吉野繁徳君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） ご質問にお答えをいたします。

鵜野澤議員ご指摘のとおり、全国的にも大変いじめが深刻なものが発生しているということでございます。

これは、長年にわたってさまざまな対応をしているにもかかわらず、やはりいじめが出てくると。これは、私どもとして、つまり教育委員会としてはいじめは必ず起こるということで認識をしているところでございます。

いじめや事故等が発生した場合の対応ということでございますが、学校と教育委員会が原因を速やかに調査、把握するということが最も大事でございます。それに対応するための対策についてですが、学校から教育委員会へ速やかに報告をいただき、教育委員会と学校、必要に応じて町も含めまして、共通した対応を検討し、実施するように努めているところでございます。

また、事案に応じまして、警察や児童相談書、あるいは関係機関との連携を行うことも視野に入れて、対応していくところでございます。

議員ご指摘のとおり、児童生徒及び保護者の心情に十分配慮した対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問を行います。

ただいまの答弁で、非常に残念に思います。

それは、冒頭に、教育委員会としてはいじめは必ず起こるものと認識しています。これは、いじめが起きたら対応するということの説明で、私が質問したのは、いじめが2度と起こらないようにするための対策をどうしたらいいかを聞いているのであって、いじめがあったら対応ではありません。

一宮町の教育の最高責任者のあるまじきの答弁であります。町田教育長の誠意ある答弁を求めます。

○議長（吉野繁徳君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 先ほども申し上げましたとおり、全国的に見ても、また町においてもいじめというのはなくなっておりません。

したがって基本的には、学校にはいじめがあるというその基本的認識のもとに、我々は対応しているところでございます。私の答弁では間違っていないというふうに確信しております。

その上で、それではいじめを起こさない前の対策ということでございますので、それに対しての答弁をさせていただきます。

一宮町では、平成26年でございますが、千葉県いじめ防止対策推進条例、これは県の条例でございますが、その制定を機に、実はこの前に国が法律を制定した。それを機に、一宮

町いじめ防止対策推進条例を策定いたしました。その策定には、議員の皆様のご協力をいただいているところでございます。

この条例を策定した、それをもとに、学校いじめ防止基本方針を示しているところでございます。

この方針の中で、いじめは受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるという基本的な認識に立って、さまざまな防止対策を行ってまいりました。

学校もこの条例及び基本方針にのっとりまして、いじめ防止基本方針をそれぞれ策定し、防止に取り組んでいるところでございます。

早期発見につきましては、文部科学省の調査結果からも、アンケート調査が有効であるということがございますので、これまで学期に1回実施しておりましたいじめアンケートを毎月行うように改めて、現在実施しているところでございます。そのほかにスクールカウンセラー、また教育相談、そしてスクールサポーターなどの外部機関との連携を図って、早期発見と対応を図っているところでございます。

いじめを未然に防ぐための、今度は児童生徒に対する対応でございますが、道徳集会、あるいはいじめ防止集会などを開きまして、いじめを起こさせないための心の教育について積極的に行っております。

また、家庭の保護者の皆様との連携ということでございますが、これは学年集会とか個人面談などを通じて、家庭での様子も把握するように努めているところでございます。

さまざまなこういう対策を実施しておるところでございますが、やはり学校でのいじめ認知件数はゼロにはなかなかありません。そして、いじめと思われる事件が発生しているということも事実でございます。

そして、こういうような事件が発生した場合には、いじめ防止基本方針に従いまして、速やかに教育委員会に報告をしていただき、状況に応じて対応を協議・決定して、一宮町児童生徒育成委員会を開催するなど、関係機関の協力も得て解決を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 要望になります。

2011年10月11日に滋賀県大津市の中学校2年生の男子生徒ですが、いじめを苦しんで自殺したということで、翌年の国会で可決したいじめ防止対策推進法、これは法律です。また、それ以外に少年法というのがあります。少年法の適用年齢というのは、ゼロ歳から11歳。少年院送致年齢というのは12、13歳。それから、刑事責任年齢は14歳から19歳というような刑事処分される法律があります。

これらの法律を、2011年、それから2012年に設立されたいじめ防止対策推進法、また少年法を保護者、また子供、教職員、教育委員会が把握し、周知徹底を図れば、いじめがなくなってくるのではないかなと私は思っています。刑罰等を、子供、父兄に何らかの形で周知徹底を図れば、少なくなっていくんじゃないかなと私は思っています。

そういうことを要望して、私の質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

2点の質問をいたします。

1点目は、町の平和行政の推進について伺います。

最近の平和をめぐる動きの中で、核兵器廃絶の動きと核抑止論の立場に立ち、肯定する動きがあります。

核戦争には、勝者はありません。一旦始まれば、人類滅亡への道です。

今、非人道的な悪魔の兵器、核兵器を禁止する条約を決める歴史的な交渉会議がニューヨークの国連本部で6月15日から7月7日まで、第2期会議として始まりました。

たたき台として、ホワイト議長が示した条約草案は21条の条文から成っており、この条約は初めて核兵器の開発、生産、製造、取得、保有、貯蔵すること、核兵器を使用すること、核兵器の実験的爆発など、全てを禁止しています。日本のように、核の傘の下で過ごす国に対しても、核兵器使用の援助、奨励、勧誘の禁止規定があり、違法としています。

この条約を批准する国が国連で最低要件の40カ国だけでなく、100カ国、120カ国とふえれば、核兵器使用は違法との考え方が世界の支配的な考え方になります。

現在、核保有国5カ国や日本政府は、この条約制定に背を向けているようではございますけれども、核抑止力も核使用が前提の議論であり、核廃絶とは真逆の動きであります。

今回の条約制定に向けて、唯一の被爆国の草の根の運動やNGO、非政府組織など、被爆者団体の果たした役割は非常に大きいと言われております。条約文にも、被爆者という文言がたくさん入っております。

一方、国内政治では、一昨年 of 集団的自衛権行使容認の閣議決定以来、安保法制、戦争法の強行採決や、安倍総理の改憲発言、憲法第9条を2020年に新しい憲法の施行の年にしたい、こう発言するなど、期限を明示しての改憲発言や、つい先日の共謀罪、テロ等準備罪の強行可決に、このテロ等準備罪では277に及び法律が関係するものであります。国民の内心の自由にも立ち入る重大法案を、数の力で押し切るなど、暴走を強めています。

テレビ、ラジオの有名キャスターや弁護士会も反対を表明するなど、国民の議論も大きく分かれておりました。こんな暴走政治は絶対に許せません。

私は、戦後の生まれですけれども、戦前、戦中にも似たような臭い動きを感じます。このような中であっては、一層非核、平和のまちづくりの意義が高まっていると感じております。

非核平和都市宣言を行っている町として、これまでの町平和行政をどう認識して、どう進めようとしているのか、町長の所見を伺いたいと思います。

平和行政の具体策といたしましては、県内各自治体でさまざまな取り組みが行われております。

平和都市宣言はその象徴でありますけれども、その具体化として、平和啓発事業として、中学生から大学生までを広島市、長崎市への平和式典派遣事業、公募で派遣をし、翌年平和の集いで参加報告を行っているところ、これは千葉市、習志野市、松戸市等であります。

平和写真展や原爆パネル展、あるいは演劇、ミュージカル、映画会など開いたり、平和ポスター展、千羽鶴づくりなど、さまざま行われております。一宮町でも終戦50周年に非核平和都市宣言を行い、風船爆弾等をテーマにした非戦の演劇、映画を行いました。原爆写真展や被爆クスノキの植樹、また教育委員会では町民が語る昭和の一宮という冊子を平成20年3月に発行しております。

この冊子の中にも書かれておりますけれども、本給から松子にかけての山中に、本土決戦に備えた陣地構築跡も残っております。負の遺産ではありますが、平和を考える上で、これらの保存、活用も呼びかけたいと思います。

町長の見解を伺いたいと思います。

2点目として、農業問題について伺います。

この間、農業の問題としては、生産者割れの低米価対策問題、毎年生産費と実際手取り米価の差が町全体で1億円以上落ち込んでいる、こういう状況が続いております。加えて外来の有害動植物であるジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の食害と駆除対策の問題があります。

食料自給率の向上と、米の生産コストを補償する政策を求め、米づくりもそしてまた担い手も確保できる農政への転換を引き続き求めたいと思います。

ジャンボタニシ対策については、6月9日、岡田幸子県議の紹介で、県の担当課、安全農業推進課だと思いますが、ここに出向き、被害実態を説明して、県としても被害の実態調査と対策研究をお願いしてまいりました。九州地方に研究機関もあるような話も伺いました。引き続き要望を強めていただきたいというふうに思います。

次に、ことしいっぱい廃止される米の戸別所得補償制度の継続を求める問題です。生産調整とセットではありますが、飼料米生産と組み合わせれば、低米価の中で一定の所得補償の役割も果たしてきたこの制度であります。

昨年の実績を伺いましたところ、22名が利用し、44ヘクタール、315万3,000円ということですが、国においてこの代替措置はとられるのかどうか、伺いたいと思います。

少しでも希望ある農政を求めたい、そのための要請活動を続けていただきたいとの質問であります。答弁を求め、1回目の質問といたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 畑場博敏議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平和行政に関するご質問にお答えを申し上げます。

非核平和都市宣言を行っている町として、これまでの町平和行政をどのように認識し、また今後そう進めていくのかといったことについてのご質問だと思います。

まず、これにつきまして、これまでの取り組みと今後の進め方。

これまで当町では、おっしゃるとおり非核平和都市宣言を行いまして、駅前にモニュメントを建立してあります。また、平和首長会議へ加盟いたしまして、それから役場庁舎内で広島・長崎原爆写真展などを開催いたしました経過がございます。そのほか、一宮中学校の校庭に、これも先ほどご言及をいただきました被爆クスノキの苗木を植樹するなどということをしてきたわけでございます。微力ながら、核の廃絶や世界平和への取り組みを、町なりに展

開いてまいったところであります。

私といたしましても、世界唯一の被爆国という立場から、核兵器のない世界の実現を訴えていくことは大変重要なことであると認識しております。

引き続き町民の意識が、平和の大事さに対して一層高まるよう、さまざまな取り組みを検討してまいりたいと考えております。

2点目、具体策として幾つかのご提案をいただきました。そうしたことについて、町長の見解をというふうなご質問かと思えます。

具体策につきまして、戦争や核兵器による戦争の悲惨な記憶というものは、決して風化させてはならないと考えております。また、繰り返してはならないことだと強く思っております。

時代の経過とともに、戦争体験者の方が減少し、記憶の風化が進みます。私は昭和32年の生まれですが、祖母、父母から戦争の時のことは大変詳しく話を、小さいころから聞きました。戦争は大変身近に感じられるものでありました。

現在は、戦争を体験した方も大変少なくなってきておりますので、どうしても記憶の風化というものは進んでいると考えます。その中で、・場議員からお話のありました幾つかの具体的な取り組みは、有効性を持つものかと思えます。

戦争の恐ろしい、あるいは悲しい思い、これと今の平和の安心できる暮らし、この対比を如実に捉えていったことが大事だと思います。そのための取り組みを、私どもも一緒に考えさせていただければと思う次第であります。

町といたしましては、史跡の保存活用であります。風船爆弾の放球基地、砲弾格納庫など、数々の戦跡を残す貴重な環境がございます。今もご言及いただいたとおりであります。教育委員会と、保護の対応方法について協議をしていきたいと考えているところであります。

ほとんどが、こういった史跡が民地でございます。そこで、所有者の方を確認して、これを利用させていただくことを了解を得ることが必要だと思いますので、その辺から検討を始めたいと考える次第であります。

以上であります。

引き続き、農業の問題につきまして、3つのご質問をいただきました。

1つ目、食料自給率の向上と米の生産コストを保障する政策を求め、米づくりも担い手も確保できる農政への転換を引き続き要求することを求めたいというご質問であります。

自給率の向上、生産コストを保障する政策、そういった方向へ農政の転換を求めるとい

ことでございますけれども、この5月に農業競争力強化支援法が成立をいたしましたわけでございます。ご存じのとおりかと存じます。

これは、農業を将来にわたって持続的発展に導くために、どうしたことが必要かという議論がこれまでなされてきた。その結果としての農業競争力強化プログラムというものに基づいて、これが前に進むようにということでつくられた法律であります。

この議論点は、これまで取り組んできた農地中間管理事業が、農業者自身で取り組まなければならない改革であるのに対しまして、農業者の方だけでは解決できない、生産資材業界や流通加工業界での事業再編も含んで、進めていくための法律であるということが新しい点であります。

国は、このような新しい政策を現在打ち出しているところであります。これが今後どのように展開するか、具体策の展開を待つ必要があると思います。しかし、私どもといたしましても、地域の農業発展につながるような対策であることを求めていく、そういったことも必要ではないかと考えている次第であります。

国への働きかけにつきましては、この2月の郡町村会にて話し合いをいたしました。皆様のご了承をいただきまして、要望書の作成に入っておりましたが、国会会期中ということもあり、日程が折り合わず、現在に至って、なお提出していないという状況でございます。

これには、アメリカの大統領選挙の結果を受けてのTPPの先行きの不透明感、さらにそれにかわるものとしての二国間協定の不定の可能性、そうしたものをにらみまして、どう対応するかといったことで、より事態が複雑になったということで、対応を慎重に考えるべきだということで、先延べになっているところであります。

この件に関しましては、再度郡の町村会のほうへ提起をいたしまして、地域の声を伝えられるように努力をしてみたいと存ずる次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、所得補償制度、さらにジャンボタニシ対策ですが、この件に関しまして私のほうから答弁させていただきます。

所得補償制度につきましては、生産数量目標達成者に交付される直接支払交付金が廃止されるわけですが、平成29年度までの時限措置として設けられていたものです。国において、これにかわる対策はないということでございます。

ただし、収入を補填するナラシ対策は、今後セーフティネット対策に移行し、実施される

ことになっております。

町としては、これまで同様に水田活用として飼料用米など戦略作物の生産を促し、稲作経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ジャンボタニシ対策でございますが、いまだ有効な手だてが見出せない状況が続いており、県でも検討を重ねているところであります。農家へは、これまでリーフレット等で対処法を示してまいりましたが、引き続き個々での対応をお願いする次第でございます。

県には、再度実態を伝え、対策を促してまいります。新たな対策が打ち出されたならば、農家の皆様には即座にお知らせしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 再質問をさせていただきます。

1点目の平和行政については、了解をいたしましたので、ひとつよろしく願いいたします。

2点目の農業の問題について、少し教えていただきたいところがございます。

答弁の中で、5月12日に成立した農業競争力強化支援法でありますけれども、町が期待しているほど甘い法律ではなさそうであります。

アベノミクスにおける農業の構造改革路線である攻めの農業の名のもとに、農協改革と政府による農業団体チェックの仕組みを盛り込んでいます。自主性が尊重されるべき協同組合である農協、全農に対して、権力的に介入する仕組みをつくるものであります。

また、国の講ずべき施策として、農業資材にかかわる環境の整備を掲げ、農業生産関連事業者を再編することを意図して、地域営農を支えてきた中小の農薬、肥料メーカーを再編淘汰することになり、地域営農への打撃は必至であります。

一部の農業競争力強化支援ではなく、農業の多面的機能を支えている家族農業を含めた多様な農業の支援こそ必要であります。この点について、どのようにお考えでしょうか。

それから、所得関係で、答弁の中で、所得補償制度にかわるものとして、ナラシ対策がセーフティネット対策として実施されるとのことですが、これまでのナラシ対策とどこが違うのか、教えていただきたいと思います。

これまでの米、畑作物の収入減少影響緩和対策、これが通称ナラシ対策といわれるもので、過去5年間のうち、最高と最低を除く3年間の平均の標準的収入に対して、当年度の収入が

下回った場合に、差額の9割を補填する、そういう内容であります。補填金は、生産者の積立金が4分の1、国の交付金が4分の3。標準的収入や当年産収入額は地域ごとに毎年算定されますが、加入者は少ないのが実態であります。

これは、低価格が長期に続けば、生産費とは関係なく、限りなく補填額が減少して、セーフティーネットにならないからであります。セーフティーネットたる理由をお教え願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

小関産業観光課長。

どっちがやるのか。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ・場議員の再質問の第1点について、町長の見解を申し上げます。

国の農業競争力強化支援法の評価でございますけれども、なかなかこれは両義的なものがあると私も認識いたしております。

今、ご言及いただきました家族経営の農家のあり方、あるいは資材などにつきましての中小業者の経営のあり方、こうしたものを一定程度保護していく、そうしたことが必要であるというのは私も痛感いたしております。

家族経営の農業の経営形態は、我が国2000年来の伝統文化の母体であります。こうしたものを安易に経済効率で売り渡してはならないと、私はそれが真の保守であると考えております。

そうしたところから、やはり国のこうした法律の中の要素も、私どものほうで十分見きわめながら、その問題点の改善を求めていくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、町長のお話がありましたけれども、私のほうから補足させていただきます。

農業競争力強化支援法でございますけれども、今後、細かい部分の説明がなされることが予想されます。その説明を待った中で、国のとるべき法が決まった中で、市町村、自治体として、それを具体的にどう進めていけるのか、その辺を今後の説明書なりそういったものを

見た中で進めていこうかと思えます。それがわかり次第、皆さんにお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、セーフティネット対策とナラシ対策、どう違うかということでございますが、おおよそ、9割までの補償をするというところは同じでございます。ただ、加入する要件が厳しくなります。

これは、もう今でもそういう状況になってきているんですけども、認定農業者、あるいは新規認定者、法人と、そういった方々は資格要件となっております。さらに、申告の場合も、過去の所得状況を見た中で補償するわけですけども、青色申告が必須条件ということになります。補償額的には9割までということですけども、要件が違うということです。

この辺も、詳しい状況は、来年からの施行となるわけですけども、その辺おいおい、農家のほうには説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） ありがとうございます。

課長に国の法律の問題をいろいろ説明してもしょうがないんですけども、先ほどセーフティネットになるというようにご答弁いただきましたので、これは救いがあるのかなと思つたら、もっと厳しくなるということで、今までも使いづらい制度が、さらに厳しくなったら使う人がなくなっちゃうという気がしますけれども。

そういう実態の、今、農政がやられているということで、これからそれに取り組む担当課は大変だと思いますけれども、農家も頑張りますので、ひとつ見捨てないで頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告された一般質問は全て終了いたしました。

ここで15分休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時53分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの1ページをごらんください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

一宮町一般会計補正予算における平成28年度からの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをごらんください。

表の中ほどにある翌年度繰越額に記載された金額がそれぞれ確定した金額で、合計で1億6,442万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結します。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項です。

以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第9、議案第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定につきまして、ご説明いたします。

5ページの第1条をごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,034万2,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ47億5,330万6,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。
最初に、この債務負担関係からご説明いたします。

7ページをごらんください。

小中学校にエアコンを導入する事業で、本来であれば13年間の長期にわたるリース契約を伴うことであることから、新年度予算案で契約額の上限を設定しておかなければならなかったものを失念していたものでございます。

限度額として起債した金額に、今年度分に予算計上した金額を加え、3校で上限1億5,000万円でございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出からご説明いたします。

12ページ、13ページをごらんください。

2款総務費から、14ページの12款諸支出金につきましては、右ページ説明欄によりご説明いたします。

一番上の丸印、庁舎維持管理費33万7,000円の増につきましては、不足している書庫を初め、ロッカーやげた箱を購入するものでございます。

次の町有財産管理運営費55万2,000円につきましては、旧一宮保育所の浄化槽に係る電気代等でございます。

次のまちづくり推進事業、283万9,000円の増につきましては、地方創生推進交付金を見込んで観光客町内循環バス運行実験事業として予算措置したものが、事業不採択となったことから、予算を組み替え、町単独で事業を行うものでございます。

その次の丸印、コミュニティ助成事業120万円の増につきましては、宝くじ収益金による助成事業で、一宮町つくも会の衣装等の購入に対する助成となります。

下から4つ目の丸印、民生費、社会福祉総務事務運営費162万3,000円の増についてですが、現在の子育て支援係において通常業務に支障が生じている状況であることから、今後予定する事務に対応するための臨時職員に係る増額となります。

次に、自立支援事業68万1,000円の増についてですが、機構改革に伴い、福祉係において人員が1人減となり、障害者福祉サービス事務に多大な時間を要していることから、現行システムの機能向上を図るものでございます。

次の臨時福祉給付金事業11万3,000円の増につきましては、申請書の審査、振り込み手続、梱包事務に係る事務経費分で、全額国負担となるものでございます。

一番下の丸印になります。保育所運営費324万3,000円のうち、臨時職員の賃金172万7,000円の増についてですが、一宮保育所における今月から産休となる職員1名の減により、保育サービスの質の低下が懸念されること、また土日にも一、二時間開園していることから生ずる休日の振りかえが消化しにくい状況となっている現状から必要と判断したものでございます。

次の委託料151万6,000円の増についてですが、シルバー人材センターに委託しておりました保育所バスの運行について、安全面を考慮し、9月以降自動車運行事業者に委託するものでございます。

15ページをごらんください。

一番上の丸印になります。

農業委員会運営費30万9,000円の増につきましては、法改正に基づく委員会組織の変更に伴うものでございます。

次の丸印、農業振興事業7,453万2,000円の増についてですが、1つは融資を活用して農業機械を購入し、経営改善に取り組む農業者に対して補助する経営体育成支援事業補助金490万2,000円です。

次に、グリーンウェブ、選果機を導入する事業につきましては、事業採択の確率の高い産地パワーアップ事業補助金に予算に組み替えるものでございます。また、箱詰めロボット導入を決定したことにより、総事業費が1億3,200万円増額となったことから、負担金が6,963万円増額となっております。

次の丸印、都市計画事務運営費199万8,000円の増についてですが、都市計画法の規定に基づく特定用途制限地域を都市決定することで事務手続を進めておりますが、県との協議を行うに当たり、当初予定していなかった図面を作成する必要性が生じたことから、補正するものでございます。

次に、都市下水路維持管理事業196万6,000円の増につきましては、中央ポンプ場沈砂池仕切り壁の緊急改修が必要となったものでございます。

次に、町営住宅管理事業316万5,000円の増につきましては、昭和47年に建設した2階建て大村住宅の屋根の防水改修工事を実施するものでございます。

最後に、介護保険特別会計繰出金18万4,000円の増につきましては、特別会計事業における高額介護予防サービス及び成年後見制度利用支援の利用者の増に伴い、町が負担すべき割合を一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

14款国庫支出金から20款の諸収入につきましては、右ページの説明欄によりご説明いたします。

総務管理費補助金1,200万円の減につきましては、地方創生関係において事業不採択となったことによるものでございます。

農業費補助金につきましては、グリーンウェブの選果機導入に係る総事業費が、当初より1億3,200万円増の8億8,200万円となったことから、差し引き6,270万円と、また融資を活用して農業機械を購入する場合の補助金490万2,000円を合わせまして、6,760万2,000円の増でございます。

一番下の雑入につきましては、宝くじ助成金と産地パワーアップ事業補助金として、グリーンウェブを利用している一宮町以外の4市町村から補助金を受けるものです。雑入全体で497万8,000円の増となります。

不足する財源を、前年度繰越金から1,884万9,000円充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

本予算案には記載されておりませんが、事前に説明されたものの中には、千葉県知事杯サーフィン大会100万円の補助金という支出の項目についてさんざん説明までございましたが、これを削られたということについての理由、経緯についてご説明をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 恐れ入ります。

藤乗議員に申し上げます。

ただいまの質疑に当たりましては、現在補正もこの書類上には載っておりません。そしてまた、今の審議に当たりましては、この補正についての審議でございます。

取り下げ議題にあがっていないものに対してお答えすることができませんもので、まことに恐れ入りますが、各個で担当課のほうにてお調べください。

お願いできますか。

7番、藤乗議員。

○7番（藤乗一由君） 了解いたしました。

それでは、改めて一般質問等で確認させていただきます。

○議長（吉野繁徳君） ご迷惑をかけます。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第9、議案第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第2次）議定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第10、議案第2号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第2号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてをご説明申し上げます。

22ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,436万7,000円とする。

95万8,000円の追加の補正でございます。

今回の補正は、総合事業分、高額介護予防サービス費及び成年後見制度利用支援に係る件数の増加に伴い、費用を計上するものでございます。

まず、歳出のほうからご説明申し上げます。

28ページをお開きください。

上のほうから、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号各種事業）の2万6,000円の増額補正でございます。

これは、総合事業に係る高額介護予防サービス費の件数を、当初予算では12件で計上しておりましたが、4月、5月で既に5件の実績があり、年間件数を検討した結果、33件の想定で計上するものでございます。

また、その下、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の93万2,000円の増額補正でございます。

これは、成年後見制度利用支援事業扶助費の件数を、当初予算では前年度実績と同じ2件で計上しておりましたが、既に4件の相談がありますので、2件分を追加計上するものでございます。成年後見制度利用支援事業とは、認知症などにより判断能力が不十分になった身寄りのない方が、施設の入所などで契約などを行うために、法定後見を町が行う制度でございます。

次に、戻りまして歳入に移ります。

26ページをお願いいたします。

こちら歳入でございますが、3款国庫支出金、計36万9,000円、4款支払基金交付金7,000円、5款県支出金、計18万4,000円、7款繰入金、計18万4,000円、8款繰越金21万4,000円の増額補正については、歳出の、先ほど説明しましたとおり、地域支援事業に係るそれぞれ定められた補助率による交付金及び町の負担分の経費となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第10、議案第2号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）

議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたします。

◎諮問案第1号の上程、説明、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第11、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明をさせていただきます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、議会にご意見をお伺いするものであります。

推薦をさせていただきたい方は、一宮町東浪見5809番地、小関義明さんでございます。

生年月日は、昭和28年4月9日でございます。

小関さんは、一宮町役場に36年間役場職員として勤務をなさり、平成26年3月に退職をなさりました。また、現在稲荷塚区の区長、東浪見地区社会福祉協議会委員としてもご活躍されております。人格、識見ともにすぐれた方と判断いたしております。

現在、委嘱されている小川正美委員がこの9月で任期満了となることに伴い、ご推薦を申し上げます。任期は、平成29年10月1日からの3年間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。小関義明さんを適任とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、本議会の小関義明さんに対する意見は適任と決し

ました。

◎同意案第1号～同意案第6号の上程、説明、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第12、同意案第1号から、日程第17、同意案第6号までの、一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号から同意案第6号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明をさせていただきます。

本同意案は、農業委員会法の一部改正に伴い、さきの議会定例会において、農業委員の定数につきご承認をいただき、7月20日に農業委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得るものであります。

農業委員の選任に当たり、一宮町農業委員会委員の任命に関する要綱に基づき、本年3月27日から7月24日までの間、公募した結果、推薦と応募があり、候補者は8人となりました。

その結果を受け、総務課長を会長職務代理者として、教育長、企画課長、都市環境課長、産業観光課長、農業委員会事務局長で組織する一宮町農業委員会委員候補者選任審査会において、委員としての取り組みに対する意欲、認定農業者であるか、また中立な立場の委員となるにふさわしいかなど、厳正かつ公平な審査結果をもとに、8人を選任いたしました。

ただし、審査後に候補者お一人の方につきまして、推薦団体から取り下げ書の提出がございました。これを受理いたしましたので、このたび7人の選任といたしました次第でございます。なお、選任いたしました7人のうち6人の方々は認定農業者であり、法に定める過半数は認定農業者であるという要件を満たしております。

続きまして、お一人お一人の説明に入ります。

井桁 繁氏は、現農業委員であり、アグリライフ千葉や町婦人会など、さまざまな農業関係組織で活動され、特に女性委員ということで、女性、青年の積極的な登用という面にも合致すると考えるものであります。

関 順一郎氏は……。

申しわけありません。お手元に資料をお配りいたしてございます。どうぞ資料をごらんになりながらお聞きいただければ幸いに存じます。

関 順一郎氏は、果樹の専門農家として梨づくりに専念されてこられました。これまで農

業委員、一宮・岬梨組合長などを務められ、長年地域農業にご尽力されてきた方であります。

峰島 誠氏は、施設野菜農家で、野菜出荷組合やJ A長生など農業団体の要職を歴任され、現在一宮町農業委員会の会長としてもその職務を全うされております。

石井理永蔵氏は、若手農家のリーダーとして農事組合法人を立ち上げ、農地利用集積、集約化を実践するなど、これまでの生産体系や農業経営の改善に精力的に取り組んでおられます。青年の積極的な登用という面でも合致すると考えます。

田中 博氏は、水稻のほか、施設野菜などを栽培し、農業に積極的に取り組んでおられ、野菜出荷組合役員を務めるなど、地域農業にご尽力されている方です。

以上の5人の方々は、いずれも農業経験が豊富であり、農業に関して深い識見を持っておられる方々でございます。

次に、小池 達氏は、平成18年に司法書士登録の後、平成20年から一宮町に開設した事務所にて司法書士業についておられます。現在は、消費生活相談員として本町に貢献されております。今回、法律に盛り込まれた中立的な立場の委員として適任であると考え次第であります。

農業につきましては、農家の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加、さらにいまだ揺れ動く農産物の貿易協定など、農業を取り巻く状況は厳しさを増し、農業委員会の役割はますます大きなものとなりますが、農業委員としての使命を果たしていただける方々と考えます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

なお、採決については1件ごとに個別に行います。

日程第12、同意案第1号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。井桁 繁さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 全員起立。よって、井桁 繁さんを一宮町農業委員会委員に同意することに決しました。

これより、日程第13、同意案第2号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。関 順一郎さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、関 順一郎さんを一宮町農業委員会委員に同意することに決しました。

これより、日程第14、同意案第3号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。峰島 誠さんを一宮町農業委員会の委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、峰島 誠さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより、日程第15、同意案第4号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。石井理永蔵さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、石井理永蔵さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより、日程第16、同意案第5号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。田中 博さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、田中 博さんを一宮町農業委員会の委員に同意す

ることに決しました。

これより、日程第17、同意案第6号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。小池 達さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。よって、小池 達さんを一宮町農業委員会委員に同意することに決しました。

◎同意案第7号の上程、説明、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第18、同意案第7号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

6番、小安博之君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで退場を求めます。

(6番 小安博之君退場)

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第7号 一宮町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

小安博之氏は、現農業委員としてその職務を全うされ、農業委員会業務について精通されております。また、ご本人は施設園芸と稲作の複合経営を実践し、地域の担い手としても農業に携わり深い識見をお持ちでいらっしゃいます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき、投票により採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(吉野繁徳君) ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人を1番、藤井幸恵君、2番、小林正満君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(吉野繁徳君) 念のために申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱い、会議規則第82条により否とみなします。

投票用紙配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(吉野繁徳君) 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載いたしましたら、1番議員より順番に投票を願います。

(投票)

○議長(吉野繁徳君) 投票漏れはありますか。

(発言する者なし)

○議長(吉野繁徳君) 配付漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、藤井幸恵君、2番、小林正満君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(吉野繁徳君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほど出席議員数に符合しております。

賛成

6票

反対

8票

以上の結果、賛成少数。

よって、本案は不同意とすることに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(吉野繁徳君) 6番、小安博之君の入場をお願いします。

(6番 小安博之君入場)

○議長(吉野繁徳君) 6番、小安博之君に報告いたします。

ただいまの一宮町農業委員会委員の選任については、不同意となりました。報告いたします。

なお、日程追加のため、暫時休憩をいたします。10分ほど休憩に入ります。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時37分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程の追加

○議長(吉野繁徳君) お諮りいたします。発議第1号及び発議第2号を日程第19及び日程第20として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、よって日程第19及び日程第20を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第19、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、鶴野澤一夫君。

○9番(鶴野澤一夫君) 9番、鶴野澤です。

それでは、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成29年6月22日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

この義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ですが、午前中に請願のほうで詳しく説明してありますので、お手元の資料を見ていただきたいと思います。

省かせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日。

一宮町議会議長、吉野繁徳。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより、日程第19、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第20、発議第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

発議第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成29年6月22日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書、これも午前中詳しく説明してありますので、省略いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月22日。

千葉県一宮町議会議長、吉野繁徳。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより、日程第20、発議第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。
可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、平成29年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。
本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時43分